

平成27年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(8日目)

平成27年12月8日(火)

午前10時00分開議

1 議事日程

第1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(18名)

1番 上坂久則君

2番 滝波登喜男君

3番 長谷川治人君

4番 朝井征一郎君

5番 酒井要君

6番 江守勲君

7番 小畑傳君

8番 上田誠君

9番 金元直栄君

10番 樂間薫君

11番 齋藤則男君

12番 伊藤博夫君

13番 奥野正司君

14番 中村勘太郎君

15番 川治孝行君

16番 長岡千恵子君

17番 多田憲治君

18番 川崎直文君

4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	平野信二君
教 育	長	宮崎義幸君
消 防	長	竹内貞美君
総 務 課	長	山下誠君
財 政 課	長	山口真君
総 合 政 策 課	長	太喜雅美君
会 計 課	長	清水和子君
税 務 課	長	歸山英孝君
住 民 生 活 課	長	野崎俊也君
福 祉 保 健 課	長	森近秀之君
農 林 課	長	小林良一君
商 工 観 光 課	長	川上昇司君
建 設 課	長	平林竜一君
上 下 水 道 課	長	清水昭博君
永 平 寺 支 所	長	山田幸稔君
上 志 比 支 所	長	山田孝明君
学 校 教 育 課	長	南部顯浩君
生 涯 学 習 課	長	長谷川伸君

6 会議のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐々木利夫君
-------------	--------

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（川崎直文君） 各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに8日目の議事が開会できますことを心から厚くお礼申し上げます。

なお、本日、傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（川崎直文君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行します。

14番、中村君の質問を許します。

14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） おはようございます。

私、一般質問につきまして2日目のトップバッターということで、本当に光栄でございます。予定ではきょうの昼前後かなというようなことで構えておりましたところ、昨日からの先輩、また同僚議員のご配慮によりまして光栄の一番バッターということでさせていただきます。そういったご配慮にかなうように一般質問をさせていただきますので、ひとつよろしくお願いいたします。また、町長初め理事者の方、よろしくお願いいたします。

それでは、12月の本定例会の一般質問といたしまして、防災士の育成強化はと題しまして、この1点に絞りまして一般質問を通告させていただきました。

私はこれまでの一般質問にて、昨年、町議会に立候補し当選させていただき初めての9月議会、このときに質問させていただきました内容は防災についてということで、1点は、広島の同時多発土砂災害の教訓を生かせということで質問をさせていただきました。その広島のと土砂災害によりますと、一番危機感を感じたのは、行政がとる危機管理体制の中で、やはり被害を軽減するためには首長の迅速な判断が被害の大小を左右するということから、町長独自の判断、手段をお聞きしましたところ、町長は、その対応強化は空振りでもいいからより力いっぱい

やりますというお答えをいただきました。本当に頼もしい答えを返していただきまして、本当に頼もしいなというふうに思ったところでございます。

その10月ですか、議会が終わってからその10月ごろに集中豪雨の警報が出ました。そのときの対応としまして避難準備情報というような周知の仕方ではいろいろ不安な点が見つかりましたので、12月の定例議会では地域の防災力の強化をと題しまして質問させていただきました。内容、形はつくったけれども、魂、どういうふうに住民に対して周知をしているのかなと、わかっておられるのかなと。行政は一生懸命やっているんだけれども、地域住民の方に浸透しているのかなという、はかりごとではないですけども、それがよく理解ができたかなというふうに思っておりましたので、そういった9月議会での空振りもよいからやりますと力強い答弁をいただいたものですけども、やはりその対応は本当な見事な判断と評価します。しかし、防災機関関係者に発令した避難準備情報という言葉が全地区住民及び防災関係者に理解されていなかったというのがひしひしと感じ取られました。

そこで、地域住民及び防災関係者は、いつ、どこへ、どのように行動してよいかというような、大変困惑された方が数多くおられたことでいろいろ話を受けた中で質問させていただいたところでございます。その中で、対応強化に向けて質問させていただきましたところ、町長は、住民の方々全員に理解いただけるように全力で取り組みますと、そういうふうに答弁してくださり安心したところでございます。

それから1年近くたちました。今、いろいろとその体制も強化されて見えているところ、まだまだ手薄なところ、強化しなくてはいけないところ、これらを踏まえて本題に入りたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、防災士の資格取得のご案内については8月の町広報紙でございました。私も平素より強く念頭に置くことは、阪神・淡路大震災や東日本大震災を初め過去の災害教訓から、大規模災害への備えと対応については、行政に頼り切るのではなく、災害を自分ごとと考えて、やはり地域に即した自助、共助の仕組みを講じていくのが不可欠というふうに思っているところでございます。

そこで、行政も工夫をし、避難訓練、また消防のほうでも防災の講習会とかいろいろ取り組んでいる中、そういったところでまだそれが浸透していないなど、やはり自分たちの町は自分たちで守るんだと、自分たちの生命、身体、財産は自分たちで守るんだという自助、共助、これがまだ育まれてないなということを感じ

じているところでございます。

今回、この仕組みを講じていく段階での、今月19、20日、土曜日、日曜日と丸2日間と永平寺町管内の福井県立大学で行われます福井県地域防災リーダー養成研修と申しまして、防災士養成研修の講習会がございます。これについて、防災士資格取得についてと、また今後の取り組み、そういったことについて質問させていただきたいと思います。

まず、1番目の質問でございますけれども、防災士を町民に広く理解していただくため、あえて質問させていただく次第でございますけれども、防災士の資格取得講習会は、県内において何回どこどこで、嶺南、嶺北か知りませんが、何ブロックか知りませんが、開催されるのかというのが1点。

また、防災士の資格取得のご案内、これ町広報紙で8月にあったわけでございますけれども、いろいろな分野で町広報紙がありますけれども、例えば町広報紙の一つに広報永平寺という代表的な広報紙がありますけれども、これはそれだけでなく、やはり教育関係の広報紙とか、または生涯学習課の広報紙とか消防の関係の広報紙とか、また商工会の広報紙でもあれです。各課の広報紙の一片、片隅にでもいいからそういったこともやはりうたっていたかかったかなというように、配慮していただきたかったかなと思います。なぜかという、それは拝読するのは同じ永平寺町民が拝読するわけですから、地域の防災にかかわる人だけが関心を持つだけでなしに、あら、こんなことがあるんかというようなことを感じさせていただくためにも、酌み取っていただくためにも、そういったことを、地域の住民の防災意識高揚を高めるならば、やっぱりちゅうちょなく、事惜しみなく広報すべきことだというように思っているところでございます。また、防災行政無線やこしの国ケーブルテレビなどとか幅広く防災力の向上を紹介したほうがよいかということでございますけれども、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、防災士の開催についてお答えさせていただきます。

まず、福井県が実施主体であります地域防災リーダー養成事業でございますけれども、これ県内におきまして、27年度、本年度は、嶺北で2回、嶺南で1回の計3回が開催されております。

それと、この防災士の資格取得の周知につきましては、まず6月28日の自主防災組織のリーダー研修会において皆様にご連絡させていただいたのを皮切りに、今ほど議員さんがおっしゃったように、8月の町広報紙、また10月18日

に開催されました町の防災訓練、また消防団幹部会議、各地区の防災訓練、講習会参加時にお伝えをさせていただいておるところでございます。また、各自主防災組織のリーダーの方々には全員に配布をさせていただいております。また、窓口のほうに自主防災組織のリーダーの方がお見えになったときも、来庁されたときにも、そのようなことについては再度申し上げさせていただいたところがございます。

また、今後もそういったあらゆる媒体を使わせていただいて広報に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） それで開催地はいろいろ、県内で本年度は3回、嶺北で2回、嶺南で1回。これは地域の、例えば嶺北で2回開催されるということで、2回開催されたときにちょっと都合で行けなかったと、受講できなかったというときに、嶺南のほうでも嶺北の方、言うところ、そういうふうなことは、講習できるような流動的なあれなんですかね。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） これ、各会とも当然締め切りはございますけれども、それに間に合えば当然できるというふうに思っております。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） それと防災の、今回の広報紙の防災士の周知ですけれども、こういうふうに6月28日にはリーダー研修会でそういうふうにさせていただいたと、広報したと、8月は町広報紙、10月は防災訓練等々で消防団、そういった関係者に周知したということで。それともちろん一番大事なのは自主防災組織の各全員のリーダーさんに周知されたということで、本当に。これ以上に地域住民の方にも、ただ関係者に周知するだけでなしに、本当に幅広く、もう隅から隅までというふうな感じでないですけれども、またか、またかというような感じでも結構かと思えますんで、そういったことはやっていただければというふうに思っているところがございます。

ありがとうございました。

次に、この防災士の資格取得講習会の受講料は、一般的に1人当たりどれくらいかかるのか。また、県及び町での助成金はあるのか。また、町単での助成金が現在ないのであれば、今後どのような計画でおられるのかをひとつお願いいたし

ます。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、日本防災士機構が認定します防災士の資格取得までの費用につきましては、研修講座の受講から認定登録料まで、1人約6万4,000円の費用がかかるということでございます。

今回、県主体の事業といたしまして、防災士の研修講座受講から認証登録料までの費用のうちから、1人約5万6,000円を県が補助していただくことになってございます。個人で負担ということになりますと、約8,000円程度を個人が負担することになります。

今、町の助成というものは盛っておりませんが、福井県の地域防災リーダー養成事業、これ平成27年度から平成30年度までの4年間、県のほうでしっかりと防災士のリーダーを育成すると。この事業にしっかりと永平寺町も乗らせていただいて、今後も広めていって防災士の育成を努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） かなり結構な講習会の費用がかかるというようなことで、県がおおむね、5万6,000円ですか、補助が出ると。個人的には8,000円ということで、これも8,000円っていいですけど、かなり、この防災士の魅力というんですか、そういったことが理解できていけばそんなに高いものではないなというふうにも思うんですけれども、やはり一般の方というのはなかなかそういったことについては厳しいものがあります。

今後、先ほどもお聞きしましたところ、平成27年から三十何年やったいね。30年までか。4年間ね。4年間でこういった助成で、県のほうからの指導で、それに乗って町はこれからも含んでいくというお答えをいただきました。これもやはり思い切った施策を打ち出して、幅広くその資格者、資格だけではないですけどね。そういった浸透をしていただくためにも、やはりそういった普及していただくためにも、そういったことでちょっと。わずかな助成でなしに、町もやる気あるんだなというふうなところを見せるためにも、やはりそういったことが必要かなと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、3問目の質問でございますけれども、防災士の資格取得についてでございますけれども、受験される職种的な、消防職員とか、または消防団員とか、防災に携わる地区防災組織のリーダーさんとか、また民生委員さんとか福祉委員さ

ん等々への優遇されるような特例規定というふうなものはあるのでしょうか。そこをお願いします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 防災士の資格取得に係る特例規定につきましては、まず警察職員、警察庁または都道府県警察本部が所掌する一定の防災教養研修を履修した者として認定をし、かつ防災士資格取得試験に合格した者。

消防職員に係る特例規定といたしまして、消防士長以上の階級者、防災士養成講習の履修、防災士資格取得試験の受験、救急救命講習の受講が免除されているところでございます。

消防団員に係る特例規定といたしまして、消防団員であって分団長以上の階級にある者、こちらは、防災士養成研修の履修、防災士資格取得試験の受験、救急救命講習の受講が免除されるというふうになってございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） ただいまの課長の答弁では、警察職員、消防職員、また消防団員ということで、いろいろなそういった防災の講習、また救急の資格を持った者等々のそういった特例があるということでございますけれども、そのほかに民生委員さんとかそういった防災にかかわる、地域防災というんですかね、その専門ではないですけれども、そういったことにかかわる機関としてはそういったことはもう全く事例がないんでしょうかね。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 今のところ、私どものほうで把握しているのはこの3者のみということで。ただ、先ほどちょっと説明が不足しておりましたけれども、この3者の方々でも退職者を含むということになってございますので、この3つとも、警察職員においてもですし、あるいは消防士長以上でもそうでございますし、あるいは消防団員の分団長以上の退職者も含めてということになってございますのでよろしく願いいたします。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） このうちの退職者も含むということで私もちょっと安心したんですけれども。

永平寺町全体の受講者、今回の12月19、20日で受講される。町で初めてこれを取り組んだときに何名ぐらいの見込みをしていたんかなと。ところが、実

際は、今回受講者は何名おられたのかなということなんですけれども、それと、わかれば、できれば、できる範囲でよろしいですけれども、受講者の内訳ですね。職種と言うとおかしいですけれども、どういった方が今回そういったことで防災士の受講をされるのかなということなんですけれども。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 今回の防災士の資格の取得受講者につきましては、最初、町といたしましては30名程度というふうに思っておりました。それが67名の受講をしていただくことになりました。

まず、職種別の内訳といたしましては、この中に消防団員とか自主防災組織のリーダーなんかも含まれておりますけれども、職種でいいますと、会社員ですと26名、それと公務員が18名、そのうち町職員は15名となっております。自営業が14名、団体職員が4名、また永平寺町の町議会の議員の方々が3名、それと保育士が1名、それと主婦が1名ということで計67名ということでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 今、町としては30名を予定していたが67名の方がおられたということで、大分頑張ったなというふうに思います。

また、この職種ですけれども、公務員が18名ということで、うち15名が職員の方ということですね。この15名、これ本町の役場の職員と捉えればよろしいですか。——ああ、そうですか。

それから、会社員というのは、これは永平寺町内の会社員の方で26名と。これは全部永平寺町の町内の数字でございますか。——はい、わかりました。

特にこれ、ちょっと今気になったんですけど、自営業の方で14名と。結構関心あってそういうふうに参加されるんだなということを思いましたけれども、この14名の方、ほんなことを今答えられるか答えられんかわかりませんが、防災訓練等々がありますよね。そうすると、ライフラインとかそういったことでいろいろな関係の企業等々の、例えば運搬でしたらトラック協会とか、またはその燃料を確保するに当たっては、あれは石油というんですかね、そういった組合とか、それとかいろいろありますよね。そういった方々は、この自営業の方というのは入っておられるんですか。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 今のこの職務の内容についての自営業の中の詳細については今ちょっと資料がございませんので、申しわけございません。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） なぜかという、やはり大規模災害が発生したときには地域ぐるみでいろいろな、行政だけが、また関係者だけがそういったことで取り組んでも、これはなかなかうまく、スムーズに、迅速に行動を凶ることができません。やはりそういった協力機関等々においていろいろな協定を結んでいると思いますので、そこら辺の協力なくしては一長一短あるんじゃないかなということ、今、中身のことをちょっと問わせていただきましたけれども、そういったことで、これからもそういうふうなこともちょっと腹に置いといて、またひとつそういった防災会議のときに皆さんに周知なさって、一人でも多く、一つでも多くの企業にそういうふうに関心を持たれて講習会に、防災士の資格等々に取り組んでいただくようにされたらいいかなというふうに思っているところでございます。

ありがとうございました。

次でございますけれども、ご承知のとおり、27年度を踏まえまして、28年度は自主防災組織連絡協議会の強化元年と私は思っております。日ごろから防災コミュニティの形成に積極的に参加されてお互いに顔の見える関係をつくり上げる連絡協議会の強化策としては、やはり防災、減債に係る多様な組織、団体との連携を心がけるのが肝要かというふうに思っているところでございます。

まず、連絡協議会の強化というように申しましても、連絡協議会の会合をしても、「どこの会長さんやろうか」「どこの代表者やろうか」というようなことではコミュニケーションは図れるわけがございませんし、やはりこれは地域から地域の応援に行くときにも、応援をされるときも、ただ電話で声で話しするのと、顔がわかって話しするのは、またこれは全然意味が違いますから、そういったことで、やはり顔の見えるそういった関係づくりというんですかね、そういったことをこれから取り組んでいくにはどうしたらいいかということなんですけれども。

新たに防災士資格を取られた方と今回取られる方、当然今67名の方が受けられてこれだけの確保ができるんだと。全員合格すればですけどもね。今回のこの12月19、20日で取られる方と、今までに、従来この永平寺町管内で既に防災士を取られた方もおられると思うんですって。数は少ないかもしれませんが

れどもね。そういった方々が今現在、私の感じでは、そんなこと言うと失礼かもしれんけど、埋もれてる、また引き出してない、そういうふうに感じているんです。ですから、その人たちもせっかくその気持ちがあって防災士の資格をみずから取られた方ですから、やはりそういった関係者と深くかかわるといよりも、もうかかわっていかなくてはいけない。協力し合わないといけない。そのためにも、そういったことの、顔と顔を突き合わせてそういった永平寺町の防災、防犯に関して積極的に会話ができるような仕組みづくり、これをやはり連携、強化を図ることが肝要かと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 永平寺町では今現在、11名の方が防災士に登録されている方がおられます。これは災害時はもとより、平時においても防災関係行政機関と協働して活動していただけるほうがよりよいということで、私たちもそう思っているところでございます。

このことから、町のほうから日本防災士機構へ、これ個人情報目的外、使用のないことが条件ということでお名前を教えてくださいになります。この方々は、一般的な自分の会社で必要性があったりとかということで取られているわけですけれども、やはり本町の永平寺町内に防災士として登録されて資格を持っておられるわけですから、そういった管理義務を条件に依頼したいというふうに考えております。お名前を教えてくださいかどうかということで。防災士の機構のほうからこの11名の方にまず了承を得ていただいて、それから私たちのほうからまたお願いをしていくという形になってくるかと思えます。

そういったところで、災害に向けてこの皆様の、今の11名の方々にもしっかりと協力をいただけるような体制づくりをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 防災士の件につきましては、そういった個人情報のいろいろなことがまた絡んでくると思えます。本当にごもつともだと思えます。

そういったこともいろいろクリアできるようにして、少しでも、一日でも早くそういったことで28年、防災元年の組織、自主防災連絡協議会の強化元年にするためにも、立派な年にするためにも、やはりそういったことは早く取り組んで、理解し合って、また今までの11名ですか、の取られてる方、また今度取られる

方等々におきましてそういったことでひとつ協力依頼をしていかななくてはいけないのではないかなというふうに思っているところでございます。

また、それと同時に、その防災士が、例えば今の11名と67名で80名ほどですか、その地域地域によっていろいろな、「松岡の旧町地区は大変多いんですよ」とか、また「上志比地区も多いんですよ」とか「御陵地区は少ないんですよ」とか、いろいろあると思います。こういった振り分けするとね。ただ防災士が何かあったときにが一っと寄るだけではなしに、そういったことで、いろいろな各地に点在しているんですけども、それをまとめてこういうふうにして構築して行って、これからの何か突発的なそういった災害に備えるためには、防災士としての協働というんですかね、ともに働く、そういった取り組み、そういったものはどういうふうにしたらスムーズにできるのかなというようなことを、やはりしっかりとかじを取っていただきたいかなと、それが行政の仕事ではないかなというふうに思っているところです。

あとは防災士にげたを預けて、自分たちでそういったことを構築して立派な組織にしていかななくてはならないという自覚を信念にやっていただくようにしたほうが、何でもかんでも行政で「これをやりなさい」「これをしてください」「あれを取り組んでください」と言うんでなしに、「そこらは自分たちでやってくださいよ」と、そういった方向づけのほうがやはり立派な力強い対応ができる、強化体制ができるんじゃないかなというふうに思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 議員おっしゃるとおり、昨年の避難準備情報を出させていた中で多くの反省することもあったということで、今年度から自主防災組織のリーダーにつきましては継続でお願いできるようにという体制をとりまして、またそのリーダーの皆さんにも研修をしていただくということもしていただいております。これのやはり一番の目的といいますか、大切なことは、議員おっしゃったとおり、この自助と共助、そして公助が、災害が来たときにいかにうまくバランスよく動くかということが大切であります。それをするために今度は何が一番大切なのかといいますと、またこれも議員がおっしゃったとおり、住民の皆さん一人一人がこの防災の意識を持っていただく。こういった場合はこうして、誰々がリーダーとなっていただいて地域を守るという、こういった仕組みをつくるのが本当に大切だと思っております。今、行政も、町としましても一生懸命こ

ういろいろな自主防災組織のリーダーを通じましてとか広報を通じまして発信をさせていただいております。

この防災士、今回67名の方が受講していただきまして、また11名の方がいらっしゃいます。こういった知識を新たに持っていただくことと、もう一つは、この防災士を取っていただいて防災の大切さを啓発していただくといえますか、周りの人らに広めていっていただくということも期待できるかなとも思ってまして、こういった自主防災組織、また防災士の新たな組織、こういった協力体制ができるようにまた行政としてもいろいろこの連携を考えていきたいと思っております。また、この後、来年、再来年、その次の年も県のこの応援がありますので、一人でも多く永平寺町の方がこの防災士を取っていただけるような取り組みも行っていきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 今後に向けた取り組み、本当にひしひしとわかりました。ありがとうございます。

このことでございますけれども、やはり今町長がおっしゃったように、一人一人が理解を深めて、また地域防災力の強化に向けてどういうふうに取り組んで、層の厚さ、そういったものがやはり肝要かなと。一人一人に伝わっていく、住民全員に伝わっていく、そういった層の厚さ、そういった層を、幾らあってもこれはいいですから、そういったことで取り組んでいただきたいかなというふうに思っております。

ありがとうございます。

じゃ、最後の質問に移らせていただきます。

住民の一人一人が自分の命は自分で守ると、地域は地域の人たちで守ることを徹底しなければなりません。助けられる人から助ける人へ、まずは自分自身が災害から無事に生き延びる、その上で家族や周囲の人たちへ手を差し伸べる精神が育まれると、その中で地域に密着した防災意識の高揚が高まるのではないかとこのように思います。

そこで、今回、ことし、上志比地区で10月18日日曜日に行われました、大規模自然災害を想定し、地域防災力の向上と連携の強化を目的に、今までの訓練より段階的な避難訓練を実施されました。より実践的に実施される行政のこの取り組みされた訓練の今回の見聞をひとつお聞きしたいかなと。どういうふう感じて、またこういうことはよかったけど、こういうことはまだまだだなどかとい

う反省点も含めて、これからの将来に向けての取り組みについて、ひとつご答弁をいただけたらと思います。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、災害が発生した場合の避難所がどこなのか住民の方にわかっていただくためにも、今回、より実践的で実動的な避難を中心とした永平寺町総合防災訓練を10月18日に実施させていただいたところがございます。まず住民の方は、地区で決められた一時避難所への避難を行い、特に上志比地区では緊急指定避難場所、さらに広域の指定避難場所への段階的な避難訓練を行わせていただきました。より実践的で実動的な防災訓練を行い、住民の方にとっては、災害が発生したときの指定避難所までの最終的な避難経路をわかっていただけたのではないかなというふうに思っているところでございます。

来年度の防災訓練に向けましては、永平寺町全域で、今ほどの防災士の皆様にもご参加もいただきながら、全地区の方が最終的な避難経路をわかっていただけるように、個々一人一人が防災の意識を高めていただくようにより実践的で実動的な防災訓練を目標に実施していかせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 一応各地区での区民の皆様方の第1次避難体制、それから広域的な第2避難体制への、凶らずも取り組みはできたかなと、周知はできたかなというようなことでございますわね。

先輩議員、また同僚議員もこの質問で、今回の一般質問でも、また今までの質問でも、やはり各地域ごとに災害も異なることながら、いろいろな災害で避難場所は変わってきますわね。そういったことが一番地域の住民方の苦慮しているところかなと。「あんな集落センター行ったかって、集落センター、あんな水ついたところ行かれん」とか「何かあったときにはこういうようなあれなんや」というようなことがありますわね。聞きますわね。そういったことは、やはりこれは行政も一応基本的な指導は、これはもう当たり前です。そういうふうにしていかななくてはいけないと思うんですけれども、私自身の考えとしましては、やはり地域は地域ごとで、そういった山間地区もありますし、また簡単に水がつくようなところもあります。土砂災害で崩れるところもありますわね。全体的なことなしに、その地域は地域の昔ながらの特徴が、この災害はこうやったんや、昔はこ

んなんやったんやというふうな流れ、年配の方から聞いておられることを生かしながら、今の現状に応じた地域の防災力の強化をしていく必要が本当にあると私は思っています。行政が幾らいい訴えをしても、やはりその実情に合った、地域がどのように、地域の方が構築していかなければいけないというふうに思っていますので、それは地域の方に私は特に大きい声で言いたいんですけれども、やはり地域の方、自分たちのところは自分で守るといような、そういうふうな工夫は、マニュアルは自分たちでつくれよと、これでいいかな、これでいいかなという相談は行政が抱えればよいと思います。そういったことで、これからもそういうふうなことを自分は思っているところでございますけれども、そういったことでまたそれら指導は怠りなくしていただきたいというふうに思っています。

また、このことで消防長にちょっとあれですけれども、消防から見た、消防長から見たそういった、今回の訓練でも結構ですし、これからの連絡協議会の対応の強化、そういったこと。何か気づいたことがあれば何かひとつお願いしたいんですけれども。

○議長（川崎直文君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） 本当に議員の仰せのとおりでございます。今回の訓練は私どもと、それから本町の総務課と話し合いました。段階的な避難ということで、一時避難から指定緊急避難場所、それから指定避難場所への避難をずっと継続的にやらせていただきました。

それで、まさに28年度、自主防災連絡協議会の元年ということで、これからは、今やった訓練をして、例えば一時避難所から指定のグラウンドに行きます。そこで自主防災連絡協議会が、今まだ立ち上がっておりません。まだ動いておりませんので、そこでしっかりとした情報をとっていただく。各地区の情報をとっていただく。そこに、8地区でありますので、行政も現場に行けば8地区でその情報が一遍に入手できるということで、例えば90地区ありますと行政が90地区回らんとはいけません。そこで自主防災の連絡協議会がちゃんと情報をとっていただいて、8地区で行政がそこに行って情報をいただくということでやれば、スムーズに事が進むと思いますし、うまくいくと思います。

そこで、きのう福祉避難所という問題も出ましたけれども、その緊急指定の避難場所で自主防災連絡協議会が、「この人は福祉の避難所へ連れていくべきや」とか。行政も当然行きますけれども。そこで仕分けして、仕分けという言葉はあれですけれども、そこで分けていただくというのがベストやと思っております。

それからまた、総務課長今答弁しませんでしたけれども、私どもとしまして、今、行政側での災害対策本部、これの強化も今図っております、今まではシナリオを書いた、絵に描いた餅でただ読んで、町長 したとかこうやってやってましたけれども、これからは、ことし1回目ですけれども、ブラインド訓練というんですけれども、まず集まって対策本部をつくって、それから各部長さんが下におろして情報の収集をやりました。そこでその情報収集を持ち上げて、そこで段階的な優先順位、何からやっていくというのを対策本部、部屋の中でさせていただきました。まだまだしっかりしたものではございませんけれども、やはり私ども消防も中に入って行政側と一緒にしっかりした本部を構築するために、いつも私どもも自主防災にお願いばかりしてมาすけれども、しっかりとした体制をとっていくためには、私どもも、私も含めてももっとも勉強せなあかんと思っておりますし、これからそういう体制で臨みたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） ありがとうございます。

本当にくだいようですけれども、28年は自主防災連絡協議会の強化元年というふうに私どもも思っております。また、本年より、消防から総務課に消防士を1名派遣しております。それを殺すことなく生かしていただき、よりよい永平寺町の防災、安全に取り組んでいただきたいというように思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたしまして、私の一般質問を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川崎直文君） 次に、6番、江守君の質問を許します。

6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 6番、江守勲です。

先ほど中村議員のほうから2日目のトップバッターというお話がありましたが、そのお話を伺った上で思い起こせば、6月、9月と私が2日目の一番初めのトップバッターを務めさせていただきました。きょうは2番目ということで少々残念な気持ちはありますが、一生懸命一般質問をさせていただきたいというふうに思いますので、理事者の方の丁寧なご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、私のほうから2問の質問をさせていただきます。まず1点目、永平寺町のブランド化への取り組みはということで何点かお伺い

したいと思います。

町長が6月の議会の中で、所信の中で地域再生計画のことを述べられておりました。町長が所信の中でこういったことを述べるということは、やはり町長としても、また担当課としても思いが強い政策の一つであるというふうに思っております。この中で私もお伺いをしていきたいというふうに思います。

まず1点目、地域再生計画の現状とブランド化に向けた進捗状況はということでお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） お答えさせていただきます。

地域再生計画策定におきましては、永平寺町まちのブランド化検討会を、8月2日に第1回目を開催させていただき、続きまして9月12日に第2回目を、10月20日に第3回とそれぞれ開催させていただきながら、先進事例に携わっている方々を講師にお招きさせていただき、それぞれのまちづくりのコンセプトやいろいろなものをお聞きし、またデザイン戦略やコンセプトづくり等を通してブランディングを発信しているデザイナーをお招きしワークショップを開催、まちのブランド化について議論をいただきました。今後、1月末に向けて計画策定に取り組んでいる状況でございます。

○議長（川崎直文君） 6番、江守君。

○6番（江守 勲君） いろいろな取り組みをされているということでお話を伺いましたが、具体的にこのブランド化検討会の中での取り組みというのは、こういった講習であるとかそういった取り組みだけなのでしょうか。現状の取り組みとか、もう少し何かありましたらお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） ブランド化検討会につきましては3回ほどさせていただいております。町のブランドのあり方とか情報の発信の仕方とか、そういうことを広く町民の皆様と一緒に考えていくような取り組みをさせていただいております。

また、ブランド戦略推進委員会というのも設置してございまして、いわば計画策定委員会でございますけど、これにつきましても、地域再生計画にて策定するブランド戦略について議論をいただいております。具体的には、昨年度実施いたしました町民アンケートを踏まえ、町民の皆様への情報提供と一緒に考えていただくことを目的に、今ほど申し上げました3回実施したブランド化検討会におい

て出された有識者のご意見や先進事例を参考に町内外に何を発信していけばよいのかを検討しております。

○議長（川崎直文君） 6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 今、取り組みの内容をお伺いいたしましたが、そういったことで町民の皆様にも十分に周知していただいたりアンケートをとっていただいたりという取り組みはぜひやっていっていただきたいというふうに思います。

続きまして、ことし6月に森ビル株式会社とまちづくり基本協定を締結いたしました。今後、どのような方向性を持って森ビルと連携していくのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 森ビルとまちづくり基本協定を結ばせていただきました。これにつきましては、森ビル株式会社と自治体とが協定を結ぶということは全例のない、永平寺町が初めてのことということで、森ビルも永平寺町の振興に十分寄与していきたいという思いもありまして今回なったわけですが、森ビルが持つ情報とかノウハウを十分いただきながら、また相互に協力しながらまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

ブランド化に関して申し上げますと、地域再生計画に上げていく施策について、必要なものは委託することも考えられますが、その他森ビルが持つ他県での事例など、いろんな整備もしていると聞き及んでおりますので、そういうふうな事例もご紹介いただきながら、また相談もいただきながら、より効果的なブランド発信、浸透を図ってまいりたいと考えております。

○議長（川崎直文君） 6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 今、そういった森ビルさんの持っているノウハウなどをまちづくりに生かしていきたいというふうな答弁だったというふうに思いますが、こういった取り組みも全国で全例のない取り組みとなっておりますので、ぜひとも永平寺町としてもこれを力強く取り組んでいっていただきたいというふうに思います。そしていいまちづくりの基本協定をつくり上げていっていただきたいというふうに思います。

さて、3回にわたる講演会などをされましたが、町民の方も参加されておりました。その中で、今後、住民をどのように巻き込んでブランド化に取り組むのかということをお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 今現在まだ協議中でございます、町のブランディングに向けたコンセプトが固まったわけではございませんので、具体的な施策というものはまだ申し上げることはできません。

しかしながら、町のブランドについて町外に発信することは大変重要なことと認識しております。それよりも、まず町民の皆さんが、永平寺町に住んでいいんやと、よかったんやというふうな誇りを持っていただいて、また永平寺町にはこういういいところがあるんやと、また知らないこともいっぱいあってもう一度永平寺町を見直していきたいということ、また、町民の皆さんがこれらもブランド品になり得るんでないかというふうなことなどの取り組みを行うことが重要と認識しております。したがって、いろんな分野でブランドコンセプトやキャッチフレーズなどを盛り込んでいながら、日常生活の中にも息づくものにしていきたいと思っております。

また、昨年実施させていただきましたアンケートでは、町の魅力と感ずる点といたしまして、大本山永平寺と禅、九頭竜川、子育て環境などが上位に入っております。これらを十分生かしていくこと、さきに開催いたしました各種団体の町との連絡協議会なども舞台として、ともにブランドを担っていくような機運の醸成も図ってまいりたいと考えております。

○議長（川崎直文君） 6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 今ほどの中でコンセプトのほうはまだかというふうにお伺いをいたしました、その中でいろいろな取り組み、アンケートであるとかその中で永平寺町の魅力をたくさん知っていただきたいというのは、私も本当に強く思っております。

その中で、今、アンケートなどを通していろいろな永平寺町の魅力が出てきたということですが、それをもっとやはり町民の方に幅広く周知していただきたいというふうに思っておりますので、今後ともさらなる努力をしていただいて住民の方に周知を十分していただきたいというふうに思います。

課長、周知のことで何かあれば。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 28年度におきましては、今ほど議員お話しいただきましたように、広く町民の皆さんに、気づきということで町内を見ていただけるような情報の発信に努めていきたいと思っております。

また、第3回を通したブランドの検討会の中でも、町民の皆さんがやっぱりま

ちづくりに真摯に向き合って一生懸命議論していただいているということにも行政もありがたいなと思ってますので、そういうふうなことも、今後も何かの機会でもたまたま続けていければと思っております。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回の森ビルの地域再生計画、為末さんとか3回開催させていただいて、町民の方もトータルで四百数十名の方が来ていただきました。

いろいろそういった中でブランドのことについてもわかっていただけたかなと思っておりますが、やはり先ほどの中村議員、またほかの議員の皆さんからもありますように、町民の皆さんへの情報の発信、防災についてもこのブランドについても、町としましてもいろいろな媒体を使って昨年度から発信しているんですが、なかなか伝わらないというのも実感でございます。こういったのは、また一度、28年度、今からでもあれなんです、どのように住民の皆さんに伝えていくか、これがブランドだけでなしに全てにおいて大きな課題になってきていると思いますので、これもまた一度いろいろ研究しながら進めさせていただきたいと思っておりますので、また議員の皆さんもいろいろご提案いただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（川崎直文君） 6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 今、町長のほうからも答弁ございましたが、あらゆる施策をもって町民の皆様にも周知していくといったお言葉をいただきましたので、ぜひとも来年度、私たちも何かいい意見があればどんどん提案させていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

では、2問目の質問といたしまして、歴史的資源、文化的資源の活用状況はということで何点か質問をさせていただきます。

現在、松岡古墳群などで発掘された土器などがあると聞いておりますが、埋蔵文化財の発掘と修復作業はどうなっているのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 埋蔵文化財の発掘状況でございますが、行政、民間が周知の埋蔵文化財包蔵地、埋まっている文化財でございますが、開発行為のうち、建物を建てていただくとかそういうときなどでございますが、地下の遺跡に影響を与えるとみなされる工事の場合に試掘作業を行っております。試掘調査とは、工事前に本格的に発掘調査が必要か否かを判断するための部分的発掘調査でございます。平成27年11月末日までに3件の調査をいたしました。結果、

遺跡発掘には至っておらず、新たな遺物の発見はございませんでした。

次に、埋蔵文化財の修復作業でございますが、松岡古墳群所蔵の保存・修復作業が終了に近づいてきております。出土品のうち、素焼き土製の埴輪や土器は、作業に熟練したスタッフによる接合、石こう復元作業を行っております。主要な古墳のうち、埴輪出土量の9割を占めております二本松山古墳、石舟山古墳の埴輪接合作業が終了いたしました。石舟山古墳は 発掘も終わり修復作業が完了しております。残る作業は、二本松山古墳の石こう復元、鳥越山古墳の接合復元が主なものでございます。最終段階といたしまして、発掘量の少ない珍しい出土量の搜索作業を行います。出度いたしました埴輪の99.9%は円筒形埴輪、朝顔形埴輪と言われる形をしております。それ以外に、形象埴輪という物とか動物の形をした埴輪の破片が見つかってございます。形が判明しているものとして盾、家、よろい等がございます。これらは県内から発見例がほとんどございませんので接合作業を注意深く行い、展示に向けて進めていきたいと考えております。

また、1片のみですが、動物らしきものが見つかってございます。松岡古墳群では唯一のものなので、類似品がないか、発掘されたものの中から再度確認を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 今、いろいろな発掘状況をお伺いをいたしました。結構修復作業が終了に近づいているところもあるというふうにお伺いをいたしました。これを修復される方というのは大体何名ぐらいで修復されているのかとか、あと、月にとか年間に大体どれぐらい修復されているのかという実績とかもおわかりになればよろしく申し上げます。

○議長（川崎直文君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 修復の作業ですわね、熟練したスタッフがやっておりますが、大変細かい破片をくっつけていく作業でございますので、年間に完成品に近づく発掘物といたしましては10点以内ぐらいにしかならないのが現状かなと思っております。

また、そのスタッフでございますが、3名から4名のアルバイト等を雇っております。これも福井市のほうから 発掘作業を手伝っていただきました熟練したスタッフを雇っておりますので、精巧なものができ上がっているのが現状でございます。

○議長（川崎直文君） 6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 熟練したスタッフさんを3名から4名採用しているということですが、私、先日、樂間議員とその修復の様子を見学できないかなということので四季の森文化館に行きましたが、どこで作業しているのかがちょっと最初なかなかわからなくて担当の職員の方にお話を伺いましたら、地下のほうで修復作業をしているということでした。ああいった場所で修復作業をしているというのは私どもも全く知らなかったわけですが、今後、一つの提案といたしまして、ああいった修復作業は、残りわずかかかもしれませんが、やはりちょっと見学できるような形で、目に見えるような形のところで作業していただいて、そこをお子さんたちが見学できるというふうな形をとっていただけたらなというふうに思っ提案をさせていただきます。

それで、ブランド化検討会の第3回の講演の中で参加された町民の方から、松岡古墳群はとても自慢できる財産であるといったことを強くおっしゃっていたことを私も記憶をしております。その中でその方は、もっとこういった貴重な古墳群をPRするべきではないかというふうにおっしゃっていたと思います。

そこで、埋蔵文化財や保管されている文化財の調査、研究を今現在されていると思いますが、住民へのPRが少ないのではないかと。また、周知するのにどのような活動を行っているかということをお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） お答えさせていただきます。

今ほど議員さんおっしゃいましたとおり、住民の皆様が目に見えるところで修復作業をできればいいかなと思っているのは私も同感でございます。今回、まだ私が考えているところなんですけれども、公民館が耐震計画をやりますもんでその一室を、恐竜博物館みたいにクリーニングルームがございますよね、そういう形で発掘されている接合作業なんかを見学できる場所ができたらいいいかなというのは私も考えているところでございます。

また、周知方法でございますが、町内の小学校授業の一環といたしまして、文化財に関する町学芸員による授業を行っております。今年度は4件実施いたしました。松岡小学校が3件、吉野小学校が1件でございます。小学校で歴史の授業において埋蔵文化財等を6年生で行っております。また、中学校においても、2年生の歴史の授業において文化財担当者が授業に参加しております。さらに、古墳・遺跡見学を行う団体から要望があった場合、説明員として現場のほうへ随

しております。今年度は3件随行をいたしました。いずれも松岡古墳群に関する
ことで、県外からの要請が大変多うございます。

住民への周知活動として、文化財だよりの発行を今年度から開始いたしました。
年3号から4号を刊行予定をしております。文化財担当者がどのような業務を行
っているのか、文化財の保管・展示施設である四季の森文化館の周知のために発
行しております。また、町広報紙の掲載や公共施設での埋蔵文化財の展示等を工
夫をいたしまして文化財に関する情報を発信していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 6番、江守君。

○6番（江守 勲君） そういった発行誌などを用いて、さらなる周知の徹底ですと
か、またそういった小学校の授業とかにもどんどん積極的に使っていただいて、
子どものうちからこういったことがあるんだよというふうに教えていっていただ
きたいというふうに思っております。

それで、3つ目の質問といたしまして、文化財の保護ですとか保存状況はとい
うことでお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 有形文化財は四季の森文化館を保管施設に位置づけ
ております。保管場所は、1階、2階展示室、地下収蔵庫、地下特別収蔵庫がご
ざいます。地下特別収蔵庫は1年を通じて温度、湿度を一定に保つことが可能な
ので、保存が難しい古文書、日本画、鉄製品を保管してございます。文化財種類
にかかわらず、特に重要な品は特別収蔵庫に入れております。

主な収蔵場所と収蔵品は、2階の展示室、これは埋蔵文化財と美術品、これは
定期的に入れかえをやっております。1階展示室、これは民具の史料を展示して
おります。地下収蔵庫は、今ほど申し上げましたとおり、埋蔵文化財、展示不可
能な品が中心でございます。それと民具の整理中のものを入れております。特別
収蔵庫は、美術品、古文書、埋蔵文化財のうちの鉄製品を収蔵しております。屋
外の文化財、古墳でございますね、これを中心に維持管理を行っております。草
刈り、倒木撤去が中心で、業者委託と職員がみずから実施しているのが現状で
ございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 今、課長のほうから保存状況などをお伺いいたしましたが、

地下にある特別収蔵庫、私も見学をさせていただきました。

課長、あそこをごらんになって何かお気づきになった点とかはありますか。

○議長（川崎直文君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 整理がいまいちちょっと乱雑というのが正直なところでございますが、余りにたくさんの収蔵品がございますので、今後、図録等を作成いたしまして整理整頓に努めてまいりたいかなと考えております。

○議長（川崎直文君） 6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 今、課長のほうから答弁いただいたとおり、私も見学をさせていただきましたが、まさに課長と同じような思いをいたしました。やはり大変貴重な文化財です。本当に永平寺町の宝と言っていいものがたくさん保管されているというふうに認識をしておりますので、やはりこういった保管であるとか取り扱いには十分注意していただいて、大切に後世に伝えていくべき文化財だというふうに思っておりますので、こういったところも注意深く目をかけていただいてしっかり保存をしていていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

現在、町が保有している貴重な文化財や寄附された古民具などを展示していると思いますが、今後、そういった文化財をどのように活用していくのか。ただ展示しているだけではもったいないのではないかというふうに思っておりますが、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（川崎直文君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 出土品、美術品は、2階常設展示品を入れかえ、これを頻繁に行いまして順次展示に用いていきたいと思っております。民具史料は、平成26、27年度に受け入れた品について整理作業が終わり次第、1階の展示に用いたいと思っております。その際、現在展示している品との入れかえ、展示内容の変更を行いたいと思っております。

現状では四季の森文化館が展示会場となっております。近年、収蔵品が大幅に増加しておりますので、収蔵品目録を作成後、常設展示図録作成やデジタルアーカイブからや公共施設の巡回展示など、活用方法を模索したいと考えております。遺跡、古墳等には、見学会を開催するなどして活用に努めたいと考えております。高齢者や年少者が見学しに行きにくい山の上の古墳につきましては、デジタルデータの公開等の方法も模索したいかなと考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 6番、江守君。

○6番（江守 勲君） ささまざまな取り組みをもってこういったことも、ただ展示しておくだけではなくて、さまざまな取り組みをしていただいて町民の皆様に幅広く見ていただきたいと。そしてまた、これは何やったんか、子どもらから見てもなかなかわからないことが多いと思いますので、これはこういったときにこういう時代にこういったことで使ってたんだよとか、そういうこともあわせて学習の一環として使っていただきたいというふうに思っております。

町民に対して、郷土の歴史を伝え、つなげていくことが大切だというふうに思っております。例えば吉野地区にある蔵王山ですとか、昨日小畑議員のほうからも質問がありましたが、松岡地区の城下町文化や松平家の歴史、また、現在県のほうで由利公正の大河ドラマの誘致を行っているというふうに聞いておりますが、またこの由利公正も松岡藩にゆかりのある人物だというふうに聞いております。やはり県内でも大河ドラマを通して機運が高まっている今、永平寺町としてもしっかりこういった歴史について取り組んでいく必要があるのではないかとこのように思っております。

それで、5番目といたしまして、埋蔵品も大切ではございますが、郷土の歴史を学ぶ機会や歴史の伝承をしていく考えはないのかということでお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 今までもさまざまな企画講座はこれまでに実施しております。お尋ねの件に対しましては、松岡藩について、大本山永平寺について、松岡古墳群について、福井県の遺跡について、また子ども向けでは、座学に加えて古墳ハイキングや古代生活体験、教育委員会として職員が積極的にかかわってさまざまな事業が行われてきております。

郷土の歴史、文化は、地元民が抱く郷土愛の根本であると認識しております。しかし、歴史、文化の伝承には若年層に対する教育が最も重要と考えております。今後、積極的に教育委員会サイドから可能な活動を提示し、学校と連携を深めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 今ほど課長のほうから若年層へのこういった取り組みが大事だというふうにお伺いをいたしました。私もまさにそういうふうに思っており

ます。

やはり今、こういった歴史的なもの以外にも、町内で各種団体の方が紙芝居を使った昔話など、本当にこういったことも保存していくべきことだというふうに思っておりますし、また地方創生の総合戦略策定委員会の中でも、子どもたちに永平寺町の自慢できる歴史や歴史的資源であるとか文化的資源を教えたり、見たり、体験することによって郷土愛が生まれ、町民としての誇りが持てるというふうに思っております。このことによって、将来、進学などで県外にお子さんが出ていかれたとしても、やはり地元に戻りたいという気持ちが強くなるのではないかなというふうに思っておりますので、これはちょっと長期的な取り組みになるとは思いますが、今現在、地方創生や、先ほども地域再生計画などの中でも町民の皆様アンケートをとった中で、いろいろな町の宝であるとかそういったいいもの、自慢できるもの、誇れるものなどが出てきているといった状況の中で、やはりこういった取り組みをしっかりと今のうちからやっていっていただきたいと思いますが、最後に教育長。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 本当にありがとうございます。

私も教育長になって、何とかあの四季の森に光を当てられないか。今議員さんおっしゃっていただくまで、余りこういう関係の質問は今までなかったんですね。だから町民の方も余り、1回は見に行ったかもしれないけれども、そう再々は見かないし、だんだんだんだん年がたつにつれて埋もれてきているというのが現状です。倉庫につまみしても積んでおくだけになってきているというのが現状ですので、今回、こういうように議会でも質問をしていただいて、また町民の方も、「あそこにこんなあったな」「そういえばそうやった」ということでまた見に来ていただけるんじゃないかなということも思いますし、本当にありがたいことだと思います。

それと、今、県を挙げて郷土の偉人、100人ぐらいをピックアップして、副読本もつくって各学校で子どもたちに教えていこうというような動きもあります。私ども町としましても、28年度、ふるさと永平寺町再発見事業というのをやっていこうと。とかく学校の先生方も「何か永平寺町、意外にいいものがある、いいものがある」って外に目を向けるんですけれども、中に目を向けるということがちょっと今おろそかになってるんじゃないかなということを思いますので、ふるさと永平寺町再発見事業というようなことで、もっともっと積極的に地域を

回って、特に古墳なんかもね、本当に身近なところにあるものですから遠足なんかを使ってもいいですし、バスなんかも幾らも出せますからどんどん行ってくださいということをお願いしてるんです。来年、28年度は、そういうふるさとをもう1回見直す年にしていきたいなというふうなことを思ってます。

ありがとうございます。

○議長（川崎直文君） 6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 今ほど教育長のほうからふるさと再発見事業ということをお願いいたしました。ぜひ28年度からこういった取り組みをしていていただきたいというふうに思います。

財政課長のほうも何とか、こういったことで予算が上がってくれば、ぜひともお認めいただいて、少しずつ取り組んでいていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩いたします。11時30分より再開いたします。

（午前11時19分 休憩）

（午前11時30分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、10番、樂間君の質問を許します。

10番、樂間君。

○10番（樂間 薫君） 10番、薬師1丁目の樂間薫でございます。

12月に入りまして寒さも厳しくなり、我々高齢者には体調管理が大変な季節でございます。そちらにおられる皆さんはまだまだお若いですが、油断は禁物です。十分気をつけて元気で頑張ってくださいますようお願いいたします。

今回、私は2つの質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、中国・浙江省の寧波市との友好交流は進められないかということで質問いたします。

先月、11月5日の早朝に永平寺町役場を出発し、4泊5日の日程で、私たち永平寺町日中友好協会の訪中団は、友好交流都市としておつき合いをさせていただいております中国・江蘇省の張家港市を訪問いたしました。

張家港市は、ご存じの方は多いと思いますが、人口は、公には85万とも90万とも言われていますが、近隣の田舎から移り住んでいる人を含めると実際12

0万とか130万とか言われている、中国では小さいほうの新しいまちです。この張家港市は、全国文明都市、国家衛生都市、国家園林都市、国際花園都市、中国優秀旅行都市、全国環境保護模範都市、全国文化先進市、全国科学技術進歩先進市として登録され、また中国経済最発達ベストテンの4番目にランクアップされている都市で、数々の先進都市の称号を受けているまちでございます。

平成2年に旧松岡町青年団が、そちらにおいでる山口財政課長を団長として代表14名が初めて訪中して向こうの青年連合会との交流を持ったのをきっかけにおつき合いが始まりました。

平成6年には、当時の松岡町長でありました、現在の河合町長のおじい様に当たります河合弘和町長を初め、一般公募で参加した22名の代表団が訪中して大歓迎を受け、深い交流を進めてまいりました。その後、お互いに訪問団を何度か派遣し合い、また張家港市の記念式典などに招かれるなどして交流をより深くしてまいりました。

平成9年に、張家港市の当時の彭建平副市長団長以下5名の代表団が来庁して友好交流関係締結協議書に当時の砂村町長と彭副市長が調印をして正式に交流都市としてのおつき合いが始まり、今日までお互いに訪問団を結成してお互いのまちを訪問し、それぞれのすぐれたところを紹介し、交流を進めてまいりました。

平成18年には、松岡町商工会でも経済視察団を結成して27名の参加をいただいで、張家港市の工場や保税區等を訪問したこともあります。また、中学生の訪中団も派遣して向こうの家庭にホームステイをして、人的交流も深めてまいりました。合併までに4回の訪中団を派遣し、延べ100名ほどの中学生が参加いたしました。

今回は宮崎教育長が初めてご参加をいただいたのですが、代表団の団長にお願いしまして、支所長を含めて12名の訪問団でした。同僚議員の中からもお忙しい中、何名かご参加いただきました。本当にありがとうございました。

実は今回、河合町長にもご参加をいただく予定で日程を調整いただいたのですが、例のミラノ博の日程との調整がつかず、残念ながら不参加となってしまいました。河合町長には次回にはまたご参加いただきたいと期待しております。

今回は、張家港市の幼稚園や小学校、中学校、また市の洋風の高齡者マンション、また博物館などを見学し、また小学生や中学生の授業を受けている子どもたちの様子も見させていただきました。

そこで、通告はしてなかったんですけども、団長を務めていただいた宮崎教

育長に、初めてご参加いただいて、まちの様子とか張家港市の対応等についてのご感想などをいただけるとありがたいんですけども、よろしくお願いします。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） ありがとうございます。

本当に有意義な旅行でした。ありがとうございます。小学校、中学校を見せていただきましたし、町並みをいろいろ見せていただきました。本当に今勢いを感じる、何かマンションなんかも高層マンションがどんどん建ってますし、学校などもグラウンドは全天候ですし、すごいなということを感じました。発展途上じゃない、もう前を走っているような市だなということを感じました。

中でも特に感じたのが、我々行ったときに、ホテルへいろんな人が訪れて、何か歴史を感じるなということ強く感じました。この人脈を何とかできないかなということ強く思いました。それから、張家港市の外事弁公室、いろいろ外国とのこういう交流をどうするかということ主にお仕事にされている方々が何人も我々のために来ていただきましたし、向こうでは、日本と、あるいは永平寺町と何かを起こしたいなという意欲がすごく感じられるなということを感じました。

私としましても何かそこで、経済視察団というのも1回松岡が行かれたということをお聞きしたんですけども、小畑議員さんとも、何か農業関係でもできないとか、中学生の交流なども含めまして、これだけの人脈があるんですから、これから活用できないかなということを感じました。旅行団でもね、今、爆買いということもありますので、そういうことでツーリスト関係とも連携しながら永平寺町をアピールできるといいなと思いましたし、これからはもう少し今の友好関係を大事にしながら、それをうまく利用して永平寺町のためになる何かができればなというようなことを感じた旅行でした。

ありがとうございます。

○議長（川崎直文君） 10番、樂間君。

○10番（樂間 薫君） どうもありがとうございます。

今後は張家港市とのおつき合いをもっと密にして、例えばお互いにまちにある大学校同士の交流とか、お互いに持っているすぐれた商品の売買とか、また文化的な交流とかなどなど、一歩前に進められたらなということを感じます。できれば、今度の合併10周年の事業に張家港市のこともひとつ考えていただければいいなということを感じております。よろしくお願いします。

ここで、やっと寧波のことについてお尋ねします。

町長は、就任当初より禅について強く関心を持たれ、禅で我が永平寺町を全世界的に発信すべく頑張られておられます。先日ミラノ博に参加され、その心がより一層強くなったのではないかと、昨日の先輩、多田議員の質問のご答弁を受けとめさせていただきましたが、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この禅カルチャーというものは、日本だけでなく世界に通用する文化であるということを再認識してまいりました。

○議長（川崎直文君） 10番、樂間君。

○10番（樂間 薫君） そこで、禅の道に座禅からということでお導きいただいている道元禅師が比叡山の修行で見つからず、中国に渡って24歳から28歳までの4年間修行された天童寺のある寧波市とかが永平寺町のおつき合いをとの観点で質問させていただきます。

今現在、先ほど紹介した張家港市との友好交流事業には年間どれくらいの費用を要しているのかお聞かせください。

○議長（川崎直文君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 今まで、旧松岡時代から8回ですかね、訪中をされておりますね。それと、合併後、10月の永平寺町日中友好訪問団の1回、この9回に公費が支出されておりますが、公費の金額まではちょっと、ここに資料を持ってきておりませんので申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

○議長（川崎直文君） 10番、樂間君。

○10番（樂間 薫君） 私の感覚ではそんなにたくさんの費用を要しているとは思えないんで、訪中団を組んでも全部私費で参加してもらっているんでそんなにたくさんの金を要しているということは思えないんですけども、そういうことから費用の面では大丈夫かなということを感じております。

それでは、合併する前の旧永平寺町は、寧波市とのおつき合いはどのようなことになっていたのか、わかったら教えてください。

○議長（川崎直文君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 旧永平寺町の状況でございますが、平成2年から平成6年までの間、小中学生のジュニア大使10人から15名程度を、道元禅師が修行された浙江省・寧波市の天童寺や広州市を訪れております。そして現地の小中学生とスポーツや芸術を通じた交流を深めておりました。現在は大本山永平寺

等の密接な交流が主体となっております。

昨年度も、寧波市、天童寺管主を初め、仏教会理事二十数名が大本山永平寺を訪れられております。大本山永平寺との交流が進んでいるのが現状ではないかなと思っております。

○議長（川崎直文君） 10番、樂間君。

○10番（樂間 薫君） 大本山永平寺と寧波市の天童寺とのことは先日、2週間ほど前ですか、これも日中友好協会なんですけれども、永平寺町に住んでおられる中国の人たちと一緒に本山に行って、いろいろ回って座禅も組み、精進料理も体験したわけなんですけれども、そのときの説明していただいた方にもちょっとお伺いしたんですけれども、その方も「先日、天童寺に行ってきましたよ」というようなお話をお聞きして、お寺同士はちゃんとそういうおつき合いをされているということをお聞きしたわけです。

寧波市は、総人口、これもちょっと文献で見ただけではっきりわからんのですけれども、580万で、たくさんの国際貿易港を持つ大都会だそうです。寧波市のことももう少し行政のほうで調査、研究されて、これまでの張家港市との体験も生かして、道元禅師の修行した天童寺のあるまち、寧波市、「禅」というキーワードのつながりから、我が町にとって意義のあるおつき合いができるのであればぜひともお進めいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 現在、福井県と、寧波市があります浙江省が姉妹都市、友好都市、ちょっと今そういった交流があります。そういった中で、福井県と浙江省との交流の中で寧波市とかこういったところと結びついていくのもいいかなと思っております。

○議長（川崎直文君） 10番、樂間君。

○10番（樂間 薫君） いろいろ調査とか研究をされて、本当に、今町長が進めようとされている禅のことももちろんですけれども、お互いに人的交流ができれば素晴らしいんじゃないかなと私は思いますので、ぜひとも前向きにご検討をいただけたらなということを思います。

次に、2つ目の質問をさせていただきます。ハーブの町をもっと強く打ち出せないかということでございます。

昨年の9月、私にとっては初めての定例会において、一般質問で、日本に1社しかないハーブの工場、まちおこしにこのハーブを使えないかななどを質問させて

いただき、防災無線の時報やえちぜん鉄道の駅でハープの音色を流すとか、学校での対応とか公民館での対応とかということを提案させていただきました。早速防災無線によるお昼の時報をハープの音色にさせていただきました、本当にありがたく思いました。また、その後、私の耳に入ってくる情報では、「ハープの音色が本当にやわらかくていいな」とか「あの曲なんか、何かわからんけれどもいい曲やわ」というようなお話もいただきました。

実は、先ほど申し上げました中国人と一緒に先日訪れた本山で座禅を組んでいるときに、ちょうどハープの音が聞こえたんですね。ほんで僕はあれを聞いてて、私、主張しててよかったなど。本当に気持ちのいい、雰囲気もそうだったんですけれども、座禅を組んでてそう思いました。

今、えちぜん鉄道での対応をしていただいていることを私もお聞きするまで本当にわからなくて、本当にありがとうございました。

残るは学校での対応、そして公民館での対応というのが今どようになっているのでしょうか。お願いします。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顯浩君） それでは、ハープについてお答えさせていただきます。

ハープを製造している企業が本町に立地していることや、ハープがどのような楽器であるか知っていただくために、これまでいろいろな事業を生涯学習課と合わせてやってきております。例えば平成24年度には、文化演奏会としてハープコンサートを実施しており、25年度には、コンサートを実施した後、ハープの演奏の体験もさせております。また、平成26年の3月には、放課後子ども教室で子どもたちにハープの触れ合い体験も実施しているところでございます。

今後、学校におきましてですが、小中学校の授業、また先ほど教育長が言いましたように、ふるさと体験発見事業の中や、あと連合音楽会がございまして、そういうところでハープの演奏会ができないかというような対応を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 10番、樂間君。

○10番（樂間 薫君） ありがとうございます。

まだまだハープのことについては広がりが多いと思いますので、いろんな企画をまた進めていただけたらありがたいなと思います。また、一般町民にも教えて

いただけるというようなことができたらいかなということをお願いします。

私、個人的には弾けないんですけども、音は物すごくいいなと思って、本当に永平寺町の音の一つとしてハーブの音が、登録とかそんなことはないと思えますけれども、ハーブの音があるといいなということをつくづく思うものでこういう主張をさせていただきます。ご対応、本当にありがとうございます。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩いたします。午後1時より再開いたします。

（午前11時51分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、8番、上田君の質問を許します。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） それでは、私のほうから一般質問をさせていただきたいと思えます。

今回の議会に用意しましたのは、3つ上げさせていただきましたのでよろしくお願ひしたいと思えます。1つは、町民の健康を守る保健事業の評価とさらなる躍進に向けて、2つ目が、公民館を核にした実践活動の支援のあり方は、3つ目、中期財政見通しと平成28年度予算方針についての3つをお願ひしたいと思えます。

それでは、まず1つ目、町民の健康を守る保健事業の評価とさらなる躍進に向けてと質問させていただきたいというふうに思えます。

健康という命題は人にとって最も願うものであり、よく言葉の中に「命あつての物種」とか「健康にまさる幸せはない」などという言葉はよく耳にすることあります。先進国、とりわけ日本での高齢化が急激に進む中、高度経済成長、これによって生活水準の向上、それはライフスタイルの変化や価値観の変化、社会構造が変わってきた点、それから世界にかく語る国民皆保険の制度が日本にあります。そしてそれに伴っての医学の進歩、それが誰もが安心して医療を受けられる社会というふうなことが、戦後、日本においては進んできたかというふうに思えます。最近では、誰でもではなくなりつつあるかもしれませんが。そういう不安もありますけれども、そういう形の中から、食生活の変化、生活環境の変化、そしてまた慢性的な運動不足も伴って中高年層の生活習慣病の増加、これは我々の

ちょっと前になりますが、働く世代の大きな問題、それから高齢者、これは要支援とか要介護の人数がふえてきた。そういうことは皆さんご承知のことだと思います。

それで、国民も含め、町民の願いというのは、基本として、健康で長生きしたい、そして安全で安心した生活を送りたいというのがいろんな世論調査の中でもトップに上がっているかと思います。それで、まちづくりの基本の一つに、健康で安心、安全なまちづくりを上げない自治体は全国においてもないと言っていいくらいだというふうに思います。

当町においても、「元気、長生き、11プラン」の保健計画をつくっているわけですが、その保健計画の健康づくりの基本理念として書いてあります。「健康づくりを通して個人の生活の質の向上や自己実現、さらには元気な住民が多く活力あるまちづくり」へとつなげていくと明記されております。この永平寺町保健計画「元気、長生き、11プラン」が平成23年に5カ年計画として示されました。このことはいろんな形で、一般質問で私も幾度となく質問させていただいてます。これは町民にとって非常に関心事でありながら、私も含めてですが、一人一人がなかなか実践とか継続ができないという現状にあるというふうに思います。

そこで、この計画の中では健康づくりの考え方として、今までは病気にならないための知識や技術を提供し、個人努力に任せられた嫌いがありました。しかし、健康は周りの環境に大きく影響されるものであるため、健康づくりをしやすくする、支援する環境をみんなでつくることを基本理念として策定したというのがここにうたっております。まさしくこれは運動を主眼とした点で大きな意義があるというふうに思っております。この計画は、期間は平成23年から平成27年の5カ年計画であります。その活動に対しては、私、大きな評価に値するものと思っています。そして県下においても、数値結果でも上位に位置するものであるというふうに思います。このことを、やはり町民の方々にアピールし、さらなる飛躍につなげるため、意識高揚を促していきたいというふうに思い、今回の質問とさせていただいているところです。

一方、この計画は、次期永平寺町総合振興計画に合わせて30年まで延長するということが前回、前の質問においてもお聞かせいただいています。それを踏まえて、先ほど言いましたように、さらなる躍進のためにつなげたいというふうに思っておる次第であります。

また、平成20年度から特定健診制度が始まりました。これについても質問したことがありますけれども、その実施計画、5年計画が策定され、今、2期目の時期に来ている時点であります。それで、この特定健診の推進状況と、そして目標と結果、課題等について順次質問させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それで、特定健診の現状と推進状況の中で、人口推移から見た加入状況、また医療費の推移の状況はどのように推移しているかお知らせいただきたいと思えます。

○議長（川崎直文君） 住民生活課長。

○住民生活課長（野崎俊也君） ただいまのご質問でございますが、まず人口の推移と国保加入状況についてでございますが、平成22年、5年前になります、5年前ですと、人口が1万9,884人に対しまして国保加入者が4,141人と大体加入率が20.8%でございます。最近の状況で見ますと、平成27年10月現在で、人口が1万9,236人に対しまして国保加入者は3,892人と加入率が20.2%となっております。これを5年間の減少率で比較しますと、人口の伸び率がマイナス3.3%に対しまして国保加入者はマイナス6%というふうになっております。

この状況でございますが、国保の移動は年間大体1,500人ぐらいいるんですが、そのうち、定年退職とか退職されて国保に加入される方が、国保から社会保険に移られる方より毎年100名多いんですが、逆に後期高齢に移行される方が毎年170人いらっしゃいます。その関係で大体60名から70名ずつ減少しているというのが実態でございます。

次に、医療費の状況でございますが、入院の状況すなわち高額にかかる医療費によって各年度に波があるわけなんです、過去5年で一番低かったのは平成22年度、ここで11億3,600万円余りでございましたが、一番高かったのが平成25年度、大体13億3,400万と。大体2億円ぐらい高いんですね。27年度においてはさらに大体5,000万ぐらい高くなる可能性があるというふうに、非常に波があるということでございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 医療費と国保加入ですが、今ほど言っていたように、大体そんなに大きな変動はないと思いますが、それとかいろんなお知らせの中で、

医療費についても高額医療のために上限がありますというのをお聞きしています。私、ここであえて聞かせてもらったのは、国保加入者も、それから医療費も当然前後ありますが、ある程度、今12億から13億ぐらいかかっていますねと。1人当たりになると大体、私ちょっと見たのでは23年度も35万円ぐらいになっていますし、退職者のほうも同じように、若干多いんですが、三十六、七万ぐらい。26年度、27年度、このあたりも大体大きな変動はないですねというふうには見ております。

それで、それならば、次に特定健診の受診状況について同じようにお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（川崎直文君） 住民生活課長。

○住民生活課長（野崎俊也君） 特定健診については、平成22年度の国に報告しました受診率が32.5%でしたが、23年度から25年度にかけては41%前後と伸びております。ただ、26年度においてはちょっと若干下がりました37%というふうに下がっております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 特定健診、この前も確認させてもらって順調に伸びているということと、それから県内でも特定健診の受診率は、当町は県内においても大分いい分類にあると思うんですが、そこらあたりもちょっと確認したいと思います。

○議長（川崎直文君） 住民生活課長。

○住民生活課長（野崎俊也君） 確かに当初は非常に受診率が低かったわけなんですけど、20年度から特定健診が5年間で65%にしろと、さらにはその65%は守らなければペナルティを科しますよというふうな法律が施行されましたので、各市町躍起になって受診率向上に取り組んできたわけでございます。

本町としましても、まず電話による受診勧奨によって非常に受診率が上がったということがございます。そういうことで、いろんな方法を使ってとにかく受診率を上げないとペナルティが科せられるということで皆さん頑張ってきた成果で、特に本町の場合は小規模保険者でございますから、少数の人数でも受診率が上がるということで頑張らせてもらったということでございます。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） ここで私が言いたいのは、その受診率も、できたら県内でどれぐらいかというのを示していただきたい。というのは、ここの中で私あえて言

いたかったのは、永平寺町、県内でそういう受診率も含めて結構私は上位のところにあるんじゃないかというふうに思っています。それをやはり住民の方々に知らせ啓蒙意識を持っていただくというふうなもの。それから、後でもちょっと質問したいと思いますが、その受診率を高めるため、また保健計画の中での数値についてもまたお知らせいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

では、特定健診以外、例えば特にがん検診なんですけど、そのあたりの数値をまたお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） がん検診ですけれども、永平寺町では、胃がんとか大腸がんとかいろんながん検診をやってございます。これは26年度の数値でございまして、福井県内の規模でいきますと、一番順位が高かったやつで県内2番、3番というのがございました。ただ一方で、ちょっと資料手持ちでないもので申しわけないですけれども、低いやつにつきましては10番を超えていたがん検診もございまして、ただ、検診率全体でならしますと、ほぼ真ん中やや上ぐらいの数字でございまして、全体の受診率につきましては、パーセンテージでいきますとおおむね40%前後というのが受診率の状況でございまして。

以上です。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） あと、同じ受診率でも年齢層によって大分違うと思うんですね。今がん検診を受けている年齢層が大分あると思うんですが、そこらあたりもできたらお知らせいただきたいと思ひます。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 申しわけありません。ちょっと手持ちにないんで、後ほどまた提出させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 永平寺町の受診年齢の大体の状況ですが、当然40歳から特定健診が始まって、前期高齢者の前の60歳、要は働き盛りの方々の受診率と、それから65歳、前期高齢も含めての75歳までの前期高齢の方々、それから75歳以上、老齢の方の受診というものがそれぞれ違うというふうに思ひます。ちょっと調べたというほどでもないんですが、見たところでは、40代、要は働き盛りの方は、当然働いている関係もあると思うんですが、全体的に高齢者から見

ると約半分ぐらいの受診になっているかと思います。それから高齢者になりますと当然また高齢者のが減っていますが、そういう形でなってます。

なぜそこがちょっとあれかという、働き盛りの方々にいかに受診してもらうかというのが大きな問題かと思しますので、そこらあたりの考えがありましたらちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今ほどの受診率、平成24年度のデータになってしまいうんですけれども、一番高いところでは、65歳から69歳という方がやはり受診が多くございます。逆に、今ほど言いました40歳から59歳ぐらいまでの方と申しますのは大変受診率が低い。単純に言ってしまいますと、約3分の1までは人数的にいきませんが、かなり、半分以下の数字となっております。

永平寺町の検診体制といたしましては、毎年4月に検診カレンダーを各戸に配布させていただいております。そうした中で集団検診を受ける場合には、申込用紙による申し込みと電話による申し込みもさせていただいております。そして、やはり働き盛りの方に受けていただきたいということで、今年度の場合、年間20回検診をいたしますけれども、うち、やはり働いている方も受けていただけるようにということで、土曜日に5回、日曜日に3回の実施をしてございます。また、医療機関なんかでも個別に受診できるようにがん検診の受診券を出しているというのが現状ですし、女性にも気軽に受診していただけるように女性専用の検診日というのも実は設けさせていただいている状況でございます。

やはりこれ、検診に当たりましては、受診率を高めるため電話等による勧奨も行っており、また各地区に保健推進委員さんがいらっしゃいますので、そうした方々にご協力いただいて検診への参加を促すといっている状況でございますけれども、現実といたしましてはなかなか検診率そのものが50%を超えるといったことがないというのが現状でございます。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） ありがとうございます。

後の保健計画「元気、長生き、11プラン」のところにつなげていきたいためにこの数字を言っているわけなんです、やはり健康に対する意識づけをどうするかという点、それは今言いましたように、個人的に電話連絡するか受診を受けやすい日程、例えば今言う土日であるとか女性専用のその受診できる体制をとるか、そういう形で受診率を上げているんですが、それも当然必要ですが、

その後、どういうんですか、全体的な機運を上げるために今後必要だなというふうに思っております。

やはり、これは多分、全県下的にも大体この数字からは上がってないというのが、どこの市町村でも同じような傾向でないかというふうに私も思ってます。ですからそれをいかに当町でそれを上げるためにはどうしたらいいかということで、今の保健計画「元気、長生き、11プラン」というものを行ってきているというふうに私は思っております。それを進めることによって少しでも健康意識が高まる。その中から、今ほど言った個人的な受診勧奨であったり、それから受けやすい個別受診であったり、それから土日の開催日であったり、女性専用の日にちを設けることがそれにつながってくるというふうに思っております。当然特定健診であるとかでひっかかった方のそのフォローも含めて、それは課は住民生活課と福祉課の関係ですけれども、その連携プレーをぜひとっていただきたいという意味から、今この数字を若干上げさせていただきました。

しかしながら、医療費のところも含めて、それから受診率も含めて、決して県内では悪い分類でないというのを私は認識しております。それをぜひとも町民の方に知らしめていただいて意識高揚を図ることが僕は大事だと思いますので、ぜひその点をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、保健計画の「元気、長生き、11プラン」の評価と分析からですけれども、その質問について実は4つ上げさせていただきました。

まず1つ、今ほど言いましたように5年計画で、先ほど言いましたように、永平寺町の総合振興計画が30年になるということから、今それを継続して続けますというふうにお聞きしています。その中から再度、行動目標の設定の面からその「元気、長生き、11プラン」の評価をいただきたいというふうに思ひます。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 永平寺町の保健計画につきましては、当初、平成23年から平成27年の5カ年間ということでございました。ただ、これを本年3月に、保健計画の評価、検証を行う健康づくり推進協議会のほうにお諮りさせていただいて計画の延長をさせていただいたというのが現状でございます。

一応、実は今年、これまでの内容を評価、分析するに当たりまして、健康づくりに関するアンケート調査というものをとらせていただきました。永平寺町の「元気、長生き、11プラン」の行動目標は、健康づくり11からだ条、まず「栄養・食生活」「歯の健康」「活動・運動」「こころの健康」「飲酒・喫煙」「健

康チェック」、こうした6つの分野に関する11項目の行動目標でございました。実際、評価及び分析をしたところ、アンケート調査からは、やはり町民の方が生活習慣病予防のためにこうした活動をまず実施されているという部分が見えてまいりました。また、このアンケートから見えたのは、男女、また年代によりましていろんな取り組みが、年代とか男女によって異なっているという部分も見えたものでございます。

こうしたものを踏まえまして、これからの取り組みについて、今後、より分析を深めて28年度以降の計画につなげていきたいというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 課長さらりと答えていただきましたけど、私、あえてこの質問してるのは、この「元気、長生き、11プラン」を町民の方々がいろんな実践をしていただいた中で物すごく評価がありますねと。やっぱりそれは町民の方々に知らしめるのが一番だというふうに私は思っているわけです。ですから、あえてこういう質問をさせていただいてます。

本当にこの行動目標のことから、まず2年間はそういうものを周知、それから体制づくりをやるということモデル地区を設定して、それを継続する。そして3年目にはその行動、実践をどのようにやるかということでポイント制を導入して、健康づくりの動き、行動を、また運動を勧めるということで導入してきました。そしてさらには、今もチャンネルをひねれば必ず健康体操が入ってます。結構その健康体操、「11からだ体操」といってDVD、それから放映をずっとやっていることによってそれがやはり住民の方々に周知されてきたというふうに思っています。

今度、30年に新たに計画をつくるに当たって、28年、29年、要は今の新たにつくるまでの延長のところをどのようにそれをやっていくかというのも今後の課題に大きくひっかかってくると思うんですが、そういう面からその事業について、もう一度、再度、ちょっとできたら細かくお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 先ほど言いました、実践していただくためにポイントカードの普及といったことで、実際このポイントカードにつきましては、25

年、26年、27年を比較しますと年々上がっていったというのが現状でございます。当然のごとく、ポイントカードに参加していただけるということは、それなりのことを実践していただけるというふうなことに繋がっていると考えてございます。

今、28、29、30といったことにつきましては、現段階におきましては、27年の目標でございます、これからも続けよっさということでやっていくことにしている。ただ、いわゆる広報媒体とかそういったものにつきましては、やはり今までやってきた中で、どういった部分を見てもらえている、知ってもらえているかということ、先ほども言いましたアンケート調査も踏まえまして、ちょっとまだ正式には決まってないですけども、来年の2月、3月までに今後の3年間のきちんとした方向性を出させていただきたいというふうに今思っているところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 3番目に、その推進体制、支援づくり、環境づくりのところをやはりきちとつくらないとだめかというふうに思っております。

それで私の提案というわけでもないんですが、その具体策として、ある面ではこの数値を見ると多分男性の方がどうしても少ない。それならば、その対象者を明確にして、スポット的にその対象者をどう攻略するのかというものをやはりぜひ立てていただきたいというふうに思ってます。例えば働き盛りのお父さんについてはどうだろうか。永平寺町には壮年団があります。それは男性中心にした壮年会ですけども、そこにやはり働きかけることが必要じゃないかなというふうに思います。結構、壮年会も含めて、健康についてはどうしようか、また壮年会としてどういうふうな学習会を持とうかということも考えている壮年会もありますので、そういったところにぜひ働きかけるというのが一つであるとか。それとか、多分、今まで、学校の関係で子どもさんを通じて家庭の中でお父さんを巻き込むというような形もやっていたと思うんですが、そういうところのターゲット、それから婦人会のターゲットであるとかサロンへ対してのターゲット、そういうふうな形で一つのターゲットを決めて方向性をぜひ見つけていただきたいというのが1点です。

それから、地域への働きかけをどうするのか。例えば、各集落の自治会の中にもどのように入り込むのか。後でも言いますが、公民館活動でのタイアップの中で

どうしていくのか。例えば一つ例を出しますと、旧永平寺町ですと、旧永平寺町のまちにはふるさと学級というのがあります。私の町内でもふるさと学級で年に2回ほど講習会を持ってます。その講習会の中にそういうふうなものを入れていくというふうな目標を決めてターゲットにする。そういうふうな形をぜひ今後考えていったらいいんじゃないかというふうに思うんですが、そういう点をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 済いません、またポイントカードに戻るわけですが、ポイントカードそのものは、まず各幼稚園、各小学校をターゲットにしてやり始めている部分もございます。それに伴いまして親御さんの参加。そうした中で、特に2年前と比べますと男性の参加が2倍にふえているというふうな状況も見えてございます。今、どちらが多いかといえば、当然女性の参加、またいろんな活動の場が多うございます。介護予防教室なんかもそうなんですけれども、やはり男性をいかにして集めるかといった中で、今ほど議員おっしゃった壮連協を通じた活動普及といったものも大変重要なものであるというふうに思っております。

これはある地区の話でございますけれども、もともと地域のサロンで、ほとんどが女性のサロンでやっていたところに、体操なんですけれども、これはいいということで、そこに老人会を巻き込んで男性も入っていただいたという事例もございます。やはり男性の参加者をふやすためには、今ほど言いました、一番いいのは女性が連れてきてくださるというパターンもあると思うんですけれども、今ほどおっしゃったふるさと学級ですか、そういったところにも入っていきたくと。これまでも地域ふれあいサロンといったところには保健師が積極的に参加させていただいて、いわゆる健康の相談、また認知症への取り組みといったものもやらせていただいております。保健師がそうした、今ほど言いましたふるさと学級とか壮連協のところにもどんどん入っていきますよといったことを、やはり皆さんに保健師が活動をしているということを知っていただくということを、知名度を上げるという意味でもそういう体制づくりをしていきたいなというふうに思っております。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） ぜひターゲットを決めて、例えば表をつくって塗り潰していく形にするとか、ちょっと大変かもしれませんが、それくらいターゲットを絞れ

ばいい方向に行くと思いますので、ぜひ何らかの形でお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

では、2番目の質問に行きたいと思います。

次は、公民館を核にした実践活動の支援のあり方ということでお聞かせいただきたいと思います。

公民館の活動の重要性は幾度となく質問させていただきました。今ほど始まる前にも、私のほうから考えてきちっとできるまで何回でも質問させてもらいますというふうに言わせていただきましたけれども、町としても、これは永平寺町のみならず、全国的に今そういう機運があると思います。公民館活動を、館を核とした運動の展開を取り上げていかなければならないというふうに思っております。

ちょっときょう新聞記事を持ってくるのを忘れたんですが、先般、福井新聞のほうにも、ある面では公民館を核とした動きであるとか、またいろんな、新聞であるとか本にもその事例が紹介されてます。その中は、やはり村づくり、人づくりの一環の中でも公民館を核にしているというのがあると思います。先ほど中村議員、またいろんな議員も言ってますが、防災力の強化についても公民館を核にしながらやはり進めるというのも大きな手だての一つだというふうに思っております。ことしより各地区において主事に対しての予算、そして人員の配置をいただいたことは、改めて高く評価したいというふうに私も思ってますし、住民の方からもそれがあるといふふうに思っております。

今も述べたように、公民館は、館としての必要性、活動として重要性が問われており、今までいろんなところを視察にお伺いさせていただきました。そのところでの公民館活動の充実と活性化は、その住民の自治意識であったり住民の参画の度合いであったり、そして人づくり、地域づくりを積極的に展開している点と、まさに比例するものというふうに見ております。それから全国的にもそういうふうな事例が数多く今載っております。これは町長の目指している活動そのものでないかというふうに私も思っておりますし、私はそれを確信しているものであります。

そこで、平成26年度の事務報告を見させていただきました。生涯学習報告、125ページから147ページにわたってたくさん書いてあります。これは多岐多様にわたって、私がいろんなところを視察した中での内容とそんなに寸分も変わらぬぐらい多岐多様にわたってやっているのは事実であると思います。そして

それに携わっている、またはそれに参加している住民の方も比率的には多いというふうに私も思っておりますし、先般の文化祭においてもあれほどの盛況、またいろんな参加も含めて大いにその活動に対しては評価もしたいし、他市町とは引けをとらないものだというふうに思っております。

しかし、この中身を見たとき、私もこれちょっと何年かずっと続けて見させてもらいました。パターンが全く一緒で、違うのは数字が違うというふうな形での、そうなっております。なぜそうなるのかというふうに考えて、私なりの解釈かもしれませんが、やはり公民館活動を主軸にした動き、例えば大きく見ると、産業経済、農林、観光、商工かもしれんし、自然とか環境とかインフラの整備のことであったり、そして小さくというんですか小ぢんまりとしては、その地域や村、集落、地区での安全、安心、子育て、教育、福祉、祭りなど、そういうものの統一された、一本化された、また流れみたいなものが、私から見ればうかがわれないというふうに思ってます。例えば志比南のほうの、私、南地区ですから、あそこに南地区の公民館があります。日の日中、あいているときは通ってもまずありません。ということは、公民館を主体とした、そのさっき言った一本の流れのような動きにはないんじゃないかというふうに私は判断したいと思います。

それから、先般、中央公民館の主事さんがおられるところにもお邪魔させていただきました。その方とちょっと話をしていましたが、どういうふうな動きの中で、自分はあした何するのというふうにちょっとお聞きしました。ちょっと皮肉なことで申しわけなかったんですが。「えーっ」と言って、こう詰まって、これをするというふうな形のご答弁ではなかったかというふうに思います。というのは、前回も言いましたが、町が、公民館であるとか公民館長さんを含めて公民館主事さんに対して、こういう動きで進めましょうというのがまだ練られてないんじゃないかというふうに思います。ですから、それをぜひつくっていただきたいというふうに思います。

それで、公民館を核とした実践活動の支援のあり方として一緒に考えてみたいと思いますので、質問を続けさせていただきたいと思います。

実践活動の支援のあり方として目標の設定、まず町がどのような目標の設定をされているのか。また、公民館前に、その目標、またその設定、それはされているのか。されているのであればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） お答えさせていただきます。

町としての目標設定でございますが、社会構造の高度化及び複雑化が進む中、人口構成も少子・高齢化がますます進展し大きく変化しているのは事実でございます。また、インターネット等の普及によりまして多くの情報を簡単に入手することができる現状でございます。人間関係が希薄になっている今日におきましては、公民館が果たすべき役割は、議員おっしゃるとおり、ますます重大なことになってきているかなと、また核として、館として構えていかなければならないかなと思っております。

公民館は、社会教育機関として町民の学習要求に応えるほかだけでなく、地域社会の活性化のためにも地域づくりの拠点として良好な人間関係を基盤とした住民相互の豊かな環境を醸成しつつ、地域の課題の解決を図る一助になることが大切であると考えております。また、公民館利用者の生き生きとした関係を保ちながら、町民が新たな文化の創造の主体となることができるよう支援をすることの役割を担っております。さらに、町民一人一人の学習機会を保証するため、新たな工夫を重ねていながらそれぞれの暮らしを豊かにするため、学びの場として地域ネットワークの核となるよう公民館の運営と事業の実施を推進いたしたいと考えております。

今ほど議員さんがおっしゃられましたとおり、うちの生涯学習課の事務報告の件でございますが、確かにパターン化しているのが事実でございます。これを、やはり今度は、今議員さんがおっしゃったとおり、産業、経済、健康とかいろいろな分野に分けて、各館ごとの情報を載せるんじゃなくパターンごとに分けていって、今後考えていって事務報告を作成したいかなという考えでおります。

本来ならば、このような重点目標設定というのは行政が主体となって定めるものではなく、各館の公民館長及び公民館主事、公民館運営審議委員、また公民館講座連絡協議会の方々が協議し目標を設定すべきものであると考えますが、地区公民館の目標設定となりますと、全体の重点目標を基本といたしまして各地区の特性や地域性を鑑み、各地区の公民館長、主事、また主任が活動方針、目標設定を決定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 今ほど、当然公民館のあり方で、自主運営の中で公民館が、館長を含めて、その地域の特性を含めて、その産業も含めてどのような課

題があるかというのを課題解決のために自主的にそれを形成するものであるというふうには私は思います。まさしくそのとおりだと思います。しかし、それを今やっていますかと僕は言いたいわけですね。だからやれるような体制を支援するのが、まず町のやり方じゃないでしょうかというふうには私は思っているわけです。ですから、それをぜひお願いしたいというのを何度となく言わせていただいている形です。

公民館主事の活動をちょっとお聞きしたかったんですが、それはちょっと時間もないので飛ばしていきます。

それで今、次の質問の中で、公民館活動の来年度の方針は、今ほど言いましたように、館長、主事も含めて、推進員も含めてつくるものだというのですが、それはそういう方針をする進捗状況というのは、今現在どういうところに行っていますか。やるということでしたので、今その答弁でしたので、それについての進捗状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 平成28年度の公民館活動の進捗状況でございますが、平成27年度の事業を踏襲するだけでなく、公民館主事として、先ほど申し上げましたが、地域に根づいた公民館活動を実践するには地元へどれだけ溶け込めるかが課題かと思えます。地元に入り込むことによりまして地区の皆々様からいろんな課題を教えていただきまして、公民館活動事業推進に役立つように考えております。そのようなことを公民館本体が、公民館主事を主といたしまして公民館が平成28年度は前向きに前進できるようなことを願っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 質問の中にちょっと書かせていただいたんですが、組織体系というのを考えてくださいねというふうに書きました。大きく3つ挙げました。公民館活動と集落、自治体との関係はどうするんですか。それから地域公民館、集落センターありますけど、それと、今言う地区の公民館がありますが、それとの形態はどうするんですか。それから、地区、その公民館と集落の行事、それ等はというふうに考えているんですか。やはりそれを明確にやらないと、今課長が言っていただいた、入り込んで住民の方々の支援をするということが果たしてできるんですか。私はそれを言いたいわけです。

ですから、ぜひ次は、その組織形態はどうするのか。そして公民館、館長を含

めて主事はどういう動きをしたらいいのかというのをぜひ28年度の方針の中に挙げていただきたいと思いますが、それはやっていただけるというふうに思っているんでしょうか。質問です。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） もう何度も質問いただきまして、我々もない知恵を絞って一生懸命頑張ってるんですが、館、公民館ということの機能、組織、永平寺町の場合、ばらばらなんです。常勤も、公民館主事としての常勤ではなくて、ほかの仕事でそこにいるということで常勤の館長さんもあれば、きちっとしたそういう講座を抱えている公民館もあれば、いろいろ形態が違うことがあります。

館長さん、公民館主事に、何か地域の人の意見を聞いて来年度の行事を立てていこうというふうなこともいろいろ考えているんですが、住民の方々も、例えば南地区の場合ですと、南地区の方も中央公民館のほうへ行って活動をしているんですね。南の公民館といっても、そこに行って行政的なことをアドバイス受けたりとかそういうことも全くありませんし、今議員さんご指摘のとおり、そこには誰もいない。常勤でもない。もう人々もいろんなところへ、活動範囲も広いです。常勤の館長さんもいるところもあります。そういうようなところから、今、館長さん自身もどうやっていいのかなということを探索中なんです。

それで、何回も指摘受けてますので、いろいろ館長さんとも連携をとりながら、どうしようと。例えば永平寺地区でしたら、3館合同で何かをやろうとか、そういう動きも館長さん同士がいろいろ相談してやって、今、実際に活動なんかもそうやっているんです。そうすると南地区の人は、「何や、みんな中央公民館でやるんか。自分たちの南地区の活動は何もできんのじゃないか」と思うんですが、でも南地区の人たちにも、あえてそこに、南地区のところに公民館が必要かどうかと聞きますと、「あんまり必要性もないし。なので開発センターまで行けばいいんじゃない」というような意見もあるんですね。だからその辺で、今、7館が本当に必要なのか、主事も7人必要なのか、館長さんも常勤をどうやって置いていくのか、そういうようなところも一生懸命考えて来年度に向けて体制をまずつくって。

それと、今、ほかの地域で公民館活動が充実してるというのは、そういう行政的な人もたくさん入ってますし、そこへ行けば、講座とかそんなことじゃなくてほかのことも何でも相談を受けられる、そういう機能がいっぱいあるんですね。今、果たして永平寺町の場合にはそういう機能があるのか。そして合併のときに

全部集約してしまってる。今、我々としては、分散してもう1回地元に戻そうと
いうことで動こうとしているんですが、なかなか難しいというのが現状なので、
もうしばらく時間をいただければと思います。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） ちょっと若干データをします。

福井市、50館あります。3名以上が25館、2名以上が23館、ほとんどが
複数であります。それから館長、前もちょっと言いましたが、月8万で賞与があ
るということで、館長さん年間大体120万ぐらいです。それから主事さん、1
4万から24万。差があります、それによって。1人、大体200万から300
万使ってます。週勤と言うとあれですが、館長さんは原則として週3回、それは
変動ありますけど。それから、主事さんは原則として35時間。だからそれは日
によって、日曜日に出なあかんときはそれは振りかえする。そういう形をしてま
す。

それから出雲市、この前行ってきました。出雲市も同じように、4名、5名、
6名体制で動いています。大体費用見ますと1人当たり平均280万円。ですか
ら200万ぐらいから300万。先ほど言った福井市とそんなに変わらないと思
います。

出雲市の場合、ちょっと例出します。出雲市が公民館活動をやるのに当たって、
ちょっとこれは一つの、できるできんは別にして。公民館をどうしようかとい
うことで、教育委員会は学校教育に特化しました。そして生涯学習課は市長部局に
持ってきて生涯学習課 やりました。そこで公民館の検討委員会というのを
設置しました。それで公民館のあり方についての諮問をして、答申をして、公民
館はどうあるべきかというものをつくってます。例えばこういうふうな、私、コ
ピーさせてもらったんですが。それは先ほどるるいろいろ説明している、公民館
のあり方はどうしたらいいのかということをそれなりにきちっと明文化していま
す。そしてそういう動きをしてますので、ぜひそういう形でお願いしたいとい
うふうに思います。

もう一つ、それから、先ほど言った公民館はどういう役割をするのかと。先ほ
ど町長もよく言ってますが、地域づくり、地域の中で自治意識を持って自分た
ちの地域の課題をどう解決しようかというそれは、産業、経済から、子育てから、
インフラから、医療から、それから防災活動、そんな面をどうしようかというの
を結構やっているわけですね。それをその動きの一つの主眼としているというの

が、当然そういうふうに進んで来ています。ですから当町もそういうような形でつくっていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど本館があって何も動いてないんだといったときに、長野県の、ちょっと今ど忘れしましたが、行ったときは、そこは中央公民館と集落の公民館の間に連携プレーをとっています。それは、その形態がどうしても小さいからそういう形態をとったわけですね。ですからその形態を勉強すれば僕はおのずとそれは見えてくると思いますので、ぜひ一度皆さんと一緒に、先ほど言いましたように、公民館の検討委員会みたいなのを設置して、それでどうあるのが一番いいか、よそのいい事例はどれかというのをぜひ見ていただいてその計画を立てていただきたいというふうに私は思います。その中から、主事の配置であるとか公民館の館長さんの処遇であるとかそういうものの検討が出てくるかと思しますので、ぜひお願いしたいと思いますが。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 公民館についてですが、この永平寺町の公民館活動は活発にしているものと思っております。先日も上志比地区が講座発表会を、今回初めて上志比地区で講座発表会を開いていただきましたし、松岡、吉野、御陵は前からやっているという中で、そういった情報の共有の中で上志比でもそういった展開をしていただきました。今、永平寺町の公民館活動をされている方の目的といいますか、そういったのを見てみると、やはり生涯学習をしたいとか、自分の趣味をもっと高めたいとか、仲間づくりとか、そういったところが主目的になっていまして、先ほど教育長の話でもありましたとおり、地域を越えて、上志比の方が松岡の公民館講座に来られている方もいますし、そうなっているのかなと思っております。

今、上田議員おっしゃられるとおり、地域自治の各公民館を核としてというお話なんですけど、どちらかというと地域振興会が、ない地区もありますが、核となっていて、また公民館をやっている方にいろいろお手伝いいただくとか、そういった形がこの永平寺町にはふさうのかなとも思っていますし、もう一つ、福井市、出雲市、それなりの公民館長、公民館主事に手当を出していますとおっしゃられていますが、例えば1つの公民館がどれぐらいの人口を抱えているのか、そういったことも一度勉強をさせてほしいなと思います。

今ほどの教育委員会所管がいいのか、町長部局がいいのかということも、またじっくりとそういった、まちづくりの観点からも一度考えてみたいとは思っております。

ます。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 今が出発点だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

先ほど言いましたように、やられてる内容はどこにも遜色ないくらいいろんな活動をしています。それについては、私は何も否定もしませんし、頑張ってるなど思いますし、いろんな活動は見えてます。ただ、どういうふうな動きの形態を、システムをやるのかというのが抜けてますよというふうに言っているわけですので、ぜひお願いしたいと思います。

最後になりました。もう一つの最後の質問をしたいと思います。

せんだって28年度の当初予算編成がありました。それが出てきまして、その内容については合併算定替えもいろいろとあり段階的な削減もあるわけですが、厳しい中、そういうふうな予算編成を行うものとして、基本方針として総合振興計画の推進の中で1から5まで、ちょっと今は時間がありませんのであれしますが、中期財政見通しに盛り込んだ事業の構築、それから高齢者対策と創生戦略の4つの柱の推進、それから永平寺ブランド推進と観光の振興、そして福井しあわせ元気国体の取り組み、そして地域防災力の強化、消防力の強化の推進というふうな5つが大きく挙げられております。これについては、るる議員さんの方々から質問を受けているかというふうに思います。

財政基盤の確立に向けて、事務事業の見直し、それから既存事業の廃止及び見直しによる財源の確保、そして費用対効果を見定めた事業の見直し、それから施設の長寿命化とそれによる再編、そして予算額はできるだけ前年度のを踏襲、少しでも下げて見積もりをしていこうというふうなのが挙げられていました。

その中から中期財政計画が、この前の質問でもしましたが、あります。その中のやつを見させてもらってちょっとまとめさせていただきました。

交付税、28年から33年には約6億の減になるというふうに書いてあります。それから町税も毎年1億が減るであろう。それから地方債、これは約60億になるであろう。その合計がですね。そして予算も、今年度は100億を超えた予算ですが、見通しの中では、33年だったかには八十数億に減っている。それから地方債の残高、これも今76億ですが、約100億に膨れるだろうというふうな見通しもありました。それから、その中から財政を運営するに当たって、財政調整基金の取り崩し、補填して繰り入れですが、31年には2億5,000万ぐらい、そしてまたそのまま推移するとすると、32年、34年には3億から4億の

財政調整基金の取り崩しをしないとなかなかやっけていけないという見通しが立っております。

それから実質公債費比率、公債に対してのその公債を受けている比率ですが、これもずっと改善されてきて13.5ぐらいに下がっているんですが、14.3に悪化するであろう。単年度では15.1までなるんじゃないかというふうな見通しが立っております。それから投資的経費、これは予算の使い方ですが、27年の22億から23億をピークに減って、31年には約8億に減ってしまうんじゃないかというふうに、8億ぐらい減るということですかね、になるということです。そういうような形で投資的経費もなかなか難しい局面になる。それから、現在計画の事業を合わせますと約50億はありますねというふうな書いてありました。それから経常収支比率も86%になるというふうな形の財政見通しの中で、それほど厳しい面もあります。この中にありながら頑張りましょう、それから合併特例債も利用しながらその財政を行っていかうというふうな中であつたかと思ひます。

それで、まち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの柱に沿った事業も今後出てくると思うんですが、その面から見て、この予算計画の中でどのような見通しをなさっているのかをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） まず申し上げたいのは、中期財政見通し、お示しさせていただきました見通しにつきましては、ことしの4月に出させていただきました。そのときはその時点での見通しということでございまして、以前からも申し上げましたように、今現在、時点修正ということで、平成26年度の決算も出ましたし、それから今おっしゃいました地方交付税の削減の見通しも、今おっしゃったとおり、その当時は6.5億と申し上げましたが、一番近い県の推計値は今現在5.5億というふうになっております。そういったような変化と申しますか、そういったことがありますので、その当時の中期見通しでそのまま動いているわけではないというのがまずあります。

それと、今ご指摘のまち・ひと・しごと創生総合戦略、これに沿った予算計画の内容はということでございます。

現在、ご承知のように、永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略について、関係各課においてヒアリング等々を行っているところでございます。当初予算編成方針でもお示ししておりますけれども、この戦略における成果目標達成に向け

での施策及び事業の立案、調整が今現在行われております。今後、予算査定や関係各課とのヒアリング等を通して、その総合戦略における成果目標達成に資すると判断される施策及び事業の選定を行い、必要となる費用等を算出、検証した上で優先的な予算配分に結びつけていきたいと考えております。

また、財源といたしましては、国の新型地方創生交付金を充てることとしております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 当然今の見通しの中で、その計画についてはまだ計画段階でするのでその予算的なものは出てないですよ。それと、今ほど財源については国が新たに設けますねと、それは聞いてます。ぜひともそれが計画でき次第議会に示していただき、またそれを町民の方々に、要はこの戦略と一緒にやってもらうためにも、ぜひともそういうものを早くご提示いただいて、住民の方々と一緒にやっていただくようお願いしたいというふうに思っておりますので、お願いします。

2番目の質問です。公共施設の再編成の計画、この前、その中間報告じゃなくてそれが出てきました。その中で示された費用は、たしか当初8億ぐらいと言っていたのが9億4,000万ぐらいになってたかと思えます。1億5,000万近く上がったと思えます。それから維持費のほうも、たしか年間5,000万でしたかね。ちょっと違うのかな。5,000万近くは維持費がかかる。それ以上やったか7,000万やったかちょっと忘れましたが、それぐらいかかるというような見通しがあります。

それで、今後、その施設の長寿命化計画、またいろんな再編の中で当然それが出てくるかと思うんですが、今それはわからないとは思いますが、その見通しも含めてどのような対応をされていかれるか、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） お示ししました公共施設再編計画で盛り込みました、いわゆる改修計画でありますとか修繕等々も含めまして、今、先ほど申し上げました中期財政見通しの時点修正の中で順次盛り込んでおります。そういったものが固まりましたら、いわゆる中期財政見通しの時点修正版という形で議会にもお示しをしたいというふうに考えております。

今議員仰せの施設の長寿命化計画というものにつきましては、ほかの議員さんからもありましたように、今回の場合は学校等の施設はそこには盛り込まれていないということでございます。

ただ、来年度、公共施設等総合管理計画というものに取り組みまして、それらも含めた長寿命化をも含めた計画を立てるということになっております。財源のこともございますので申し上げますと、その公共施設等総合管理計画のその計画そのものに対する財源といたしましては、地方交付税、特別交付税2分の1の措置がされる予定でございます。また、その公共施設等総合管理計画に基づいて実施される事業、そういったその事業については、きのうも申し上げましたが、自治体における取り組みを後押しするための地方債措置として公共施設最適化事業債でありますとか、あるいは除却事業に係る地方債の対象として財源を確保することができるようになっております。そういう意味では、こういった地方債も念頭に置きながら、財源を確保しながら計画を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） まだ全容が見えてないと思うんですが、このいろんな、国が新たに設けた財源の確保の ですが、これは大体、要は合併特例債みたいな形でその償還も含めてどれくらいの、何分の1のあれで、例えばその償還のためには何%か、そういうのはわかっているんでしょうか。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） まず、合併特例債につきましては、非常に使い勝手がよいということで、例えば新たな建物を建てるとかそういったことに使えますので、今後も大きな財源の柱になろうかと思えます。

今申し上げました公共施設最適化事業債でありますとか除却債につきましては、まず公共施設等総合管理計画を立てた上で、それに基づいた事業という前提がございます。さらには、今現在のところ、この公共施設最適化事業債につきましては、28年度からでしたっけね、今のところ3年間という期限がついております。そして除却債につきましても当面の間というような表現がされております。そういう意味では、国が全国的に要請をしている、公共施設のあり方を検討しろという中で生まれてきた財源というふうに認識をしております。あわせて、公共施設最適化事業債につきましては交付税算入率が70%。ただ、除却債につま

しては30%というような内容になっております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） ぜひとも、先ほど言いました、あと小学校も含めていろんな今後の計画がありますので、そこらあたりを見越して早目早目の対応をぜひお願いしたいというふうに思っておりますので、またその内容が確定次第、または確定する前に、やはりいろんな形で。今度小学校であれば住民の方々のコンセンサスも必要になってくるかと思っておりますので、ぜひともそういう面を住民の皆さんにお知らせしながらご理解をいただく対応もぜひお願いしたいというふうに思っております。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 申しわけございません。今の答弁で1カ所訂正がございます。

公共施設最適化事業債の交付税算入率、私「70%」と申し上げましたが、「50%」の間違いでございます。訂正をさせていただきます。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） では、最後です。

あと当然この中に、これに関係するかとも思うんですが、一部事務組合の関係であるとか、それから特別会計である上下水道とかの農排水も含めて、その更新もいろんな形で考えざるを得ない時期に来つつあります。それも含めてその計画の中に入れないと難しいんじゃないかなと。

先ほど言いました上下水道の中の再編、統合であるとか農排水のところ、そんなのを含めてその計画をやはり早急に出すべきであると思えますし、先般、同僚議員の中にもありましたように、こしの国の更新の時期がもう迫ってきております。それもやはりどういう形態をとるのか。福井市との連携ではありますが、その施設全体の70%以上は永平寺町が持っている形じゃないかなと思っております。その路線経営も含めて。そうしますと、その更新、それからインターネット事業はどう取り扱うのか。例えばそれは再度更新をして進めるのか、NTTとの関係でどうするのかも含めて、ぜひともそこらあたりの関係も行政としてもうそろそろ態度を示すべき時期に来てるんじゃないかと思うんですが、それも含めてお願いしたいと思うんですが、ちょっとそこらあたりの見解がありましたらお知らせいただきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、まず初めにご質問の一部事務組合の更新計画等も含めた財政の見通しといたしますか、そういったことについてお答えをさせていただきます。

永平寺町におきましても財政健全化判断比率等の公表を行っているところでございます。これは決算のときに出させていただきました。その中で、将来負担比率の状況としまして一部事務組合の今後の負担見込み額についてもお示しをしております。永平寺町の平成26年度末における将来負担比率は39.9%となっており、早期健全化基準350%と比較するとかなり低い水準でございます。そのうち、関係一部事務組合等の将来負担見込み額は現在約16億円となっているところでございます。現時点におきましては、関係一部事務組合の更新計画が財政状況を急速に圧迫するという事態とはなっておりません。

今後も一部事務組合等の状況には十分注視をしまして、必要となる負担見込み額を正確に把握することに努め、財源確保等についても前もって対応できるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） この前もちょっと同僚議員からあったように、福井市がコンピュータ部門はこの前みたいにぱさっと抜ける形になって、最終的に永平寺町と坂井市とあわら市で見える形になりました。その財源的な形ではある程度その負担は大きくなりませんでした。そういう見方も含めて、今後、その一部事務組合もぜひ視野に入れながら、また当町のインフラ整備であります上下水道の施設の更新並びに統合も含めて、それなんかもぜひとも早目早目の対応と、また議会も含めて住民の方々にはご説明のコンセンサスをぜひとっていただくようお願いして、私のきょうの質問にかえさせていただきますと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩いたします。2時20分より再開いたします。

（午後 2時10分 休憩）

（午後 2時20分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、11番、齋藤君の質問を許します。

11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） これまで13名の方が一般質問をされました。私の質問と重複している部分は何カ所かございます。できるだけ避けたいと思っておりますが、質問の流れ上、重複した場合にはご回答のほうは省略していただいても結構かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは最初に、課税と納税ということで質問をさせていただきます。

納税は全ての国民の義務であり、税は所得や資産に応じ平等に課税されるものであると思います。そして国、県、市や町はそれを財源とし、行政サービス、また住民の福祉向上に当たるものだと思っております。税は公平に課税し、公平に使用するものであります。町民から徴収した町税は、全ての町民に対し公平に利用しなければならないと思っております。一部の人たちによる補助金や助成金を目的とした個人の利益だけを主張、利用することのないよう、常に監視の目を怠らないよう、その体制の強化をお願いいたします。

それでは、順を追って質問いたします。

最初に、固定資産評価審査委員会についてお伺いをいたします。

固定資産評価委員会とはどのような委員会なのか。その意義、性格です。そして我々一般の町民がこの固定資産評価審査委員会を利用する場合はどのような場合か。また、その審査を申し出た場合にはどのような流れで決定をされるのか、最初にご説明をお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） ただいまのご質問についてでございますが、固定資産評価審査委員会とは、市町村に置かれる行政委員会で、市町村長とは独立した中立的な、専門的な立場で、固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服の審査並びに決定などの事務を行う委員会でございます。

納税者が固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、固定資産評価委員会に審査を申し出ます。固定資産評価委員会は、審査の申し出を受けたときは、直ちに必要と認める調査、その他審査を行い、その申し出を受けてから30日以内に審査の決定を行うこととなっております。

固定資産評価委員会は地方税法に規定されており、委員の定数につきましては、永平寺町税条例で定めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 去る9月の補正予算に固定資産税の還付金がありました。このことについて固定資産評価審査委員会が開かれなかったと聞いております。なぜ開かれなかったのでしょうか。固定資産評価審査委員会がありながら、法を優先し開催しなかったことは、委員会の設置の必要性がなかったのではないのでしょうか。そういうぐあいに解釈をされ、町民に誤解を招きます。委員会というものがあるなら、その必要の都度開催し、委員さんの意見等を集約し協議をされ決定すべきものと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 9月に補正をお願いしました固定資産税の件につきましてですけれども、この件につきましては、本来、宅地と山林に課税、分筆した上で課税すべきであったところ、全てを宅地として課税したいということで、明らかに課税錯誤となるもので、これについては固定資産評価委員会に付すべき案件でなく、地方税法417条第1項に基づきまして速やかに訂正するものであるものと考えております。

ただし、当該錯誤に至る原因については、課税者側、納税者側双方に瑕疵があったため、9月補正の額での補正をお願いしたものでございます。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 税法上という解釈でしたからなっただということでございますけど、私は、せっかくこの固定資産評価審査委員会というものがありながらそれを、たとえ法律で決められたことでも活用するとか開くべきではなかったかなと思っております。

次に、町税の滞納整理、不納欠損処理の状況についてお伺いをいたします。

今日、町では広報紙や、また広報車等により町民に対し納税の周知に努力をされ、その効果が上がることをご期待を申し上げますが、さきの9月の定例の質問において、今回のこのような不納欠損に至った説明が少し欠けていたように私は思われます。不納欠損額の内容、この理由、またそれに関する調書、一覧表、また個々のケースごとの説明を我々議会にすべきではなかったのでしょうか。また、我々も求めるべきではなかったかと反省をしております。決算は既に成立し、次の機会にはぜひとも詳しく内容等の説明をお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお伺いをいたします。

さて、26年度の決算の中で固定資産税の不納欠損額。固定資産税は所得税と異なり、資産や財産に対し課税されるものであります。固定資産税の滞納額、な

ぜこのように多額なのでしょう。なぜなのか、細かく分析したことがあるのでしょうか。中には、課税された後に都合等で資産を手放したりした方もおられるかと思いますが、課税されるような資産がありながらなぜ滞納があるのか。また、26年の決算において、税法による5年の時効で処分した固定資産税、これの同一の未納の納税者でこれから時効を迎える納税者があるのかどうかです。

このような場合、この方の滞納税はどのようにされるおつもりなのでしょう。執行停止の処理をされるのか、また、そのまま日数が経過し、時効等で徴収不能とし不納欠損されるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 固定資産税の滞納についてでございますけれども、高額となっております要因といたしましては、大型店舗や工場、集合住宅などの事業用の固定資産に係る滞納が主たる要因であると分析しているところでございます。事業用固定資産は家屋としての規模も大きく、土地についても一般住宅用地に適用されるような軽減措置を受けられないため固定資産税の額が高額となり、ひいては滞納額を高額としている主な原因と考えているところでございます。

今後、時効を迎える滞納につきましては、時効の中断に努めているところでございます。財産差し押さえによる時効の中断につきまして、これまで33件の財産差し押さえにより約2,770万円分の時効を5年間延長したところでございます。また、財産差し押さえ予告あるいは給与調査予告もしくは給与調査などをきっかけとした納付誓約の徴収により、約1,600万円分の時効を5年間延長したところでございます。さらには、差し押さえ等を執行できる財産の発見されない案件につきましては、管理職による納税交渉等により納付誓約を徴収し時効の中断を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 不納欠損処分するに当たり、あるまちでは特別に不納欠損処分規定を作成し、それに基づき的確に処分を実施しているまちがあります。今後のことについて一度検証をし、税の滞納や徴収事務について慎重を期していただきたいと思いますが、不納欠損処分規定というものを作成するお考えはありますでしょうか、ないでしょうか。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 時効の中断を図っているところでございますが、どうし

でも生活の状況等から滞納処分の執行を停止するという案件が出てまいることは仕方のないことではないかと考えているところでございます。その場合、法に規定されている執行停止の規定は非常に曖昧な部分が多いので、議員仰せのそのような決まり事を決めて取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 次に、現行の嘱託徴収員制度の見直しについてお伺いをいたします。

これまでこの徴収員制度についてはいろんな説明を受けておりますが、現行の制度では徴収に限りがあり、実績も上がっていないのが現状であると思います。また、不納欠損処分が出るというの、関連はなきにしもあらずではないでしょうか。

ここで、新たな制度を考えてみてはいかがでしょうか。例えば、地区の区長さん方を短期的に徴収員として委嘱するなどです。どうなんでしょうか。一度考えてみてはいかがでしょうか。何もしないで不可能、できないと決めつけずに新たな方策等を考えて実施されるのも、徴収実績を上げるのには必要ではないでしょうか。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 徴収嘱託員の制度につきましてですけれども、平成19年から取り組んでおりまして、長期にわたりまして滞納者と接触することによりまして、滞納者との間に深い信頼関係が構築されておるものでございます。そのため、例えば、税務職員と滞納者との分納額の増額の税務交渉に当たり、徴収嘱託員さんに同席していただくことにより大幅な分納の約束をいただいたというケースもございます。滞納者との間に構築されました信頼関係は、税務行政にとっての財産であるものと考えております。

悪質な滞納者に対しましては、財産差し押さえなどの断固とした滞納処分を実施するとともに、うっかり忘れなどの軽微な滞納者に対しましては徴収嘱託員による徴収という、ある意味温かみのあるような滞納整理も必要であると考えているところでございます。

今後は、嘱託員さんにお任せする滞納者の範囲を考え直すとともに、例えば徴収とあわせて固定資産税の課税漏れを防ぐようなパトロールについてもお願いしたらどうかというようなことも考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） これからも公平な課税、また公平な徴収に努力されることをお願いを申し上げておきます。

次に、収集した民具の活用ということでご質問をさせていただきたいと思いますが、先ほどの江守議員の質問の中と相当重複する部分がございます。その部分は省かさせていただこうと思っております。

先般、議会で公共施設を巡回したとき、旧上志比の公民館の2階にそのまま放置してある民具が見受けられました。以前、私は、あれをどうするんですか、今後どのようにされるんですかというご質問をさせていただいたら、当時、たしか提供者の方の許可を得て返還する、また処分をすると回答を得ておりましたので、私はもう既に何らかの処分をされたと思っておりましたが、この前見ましてびっくりいたしました。

それで、改めてお聞きをいたします。これからそれをどうされるのか。中には利用する価値のあるものが幾つか見受けられました。提供された方のお気持ちも理解され、利用できるものは利用し、破棄するものはしていただいても結構と思いますが、活用できるものはぜひとも有効に活用をすべきと思いますが、いかがでしょうか。先ほどの江守議員の中では、文化財の一部は学校の教育に活用されていると聞きますが、私は、これも以前に申し上げましたが、この民具、学校に、直接子どもたちに手を入れさず、または一部の空き教室にでも展示し自由にさわる。もう壊れたらしようがないじゃないですか。だからそういうような活用する方法もあるのではないかと思います。ご意見を伺いたいと思います。

○議長（川崎直文君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 旧上志比小学校2階、民具の小物についてでございますが、平成26年に文化財担当者が選別作業を行っております。そのときに新たに展示可能な物件20件を四季の森文化館に展示したいと考えております。四季の森文化館収蔵庫についてはほぼ満杯の状態でございますので、維持管理、保管場所も今後の検討課題であるかなと考えております。

それと、学校への展示ということなんですが、学校からの要望がございまして、撤去を頼まれてまして引き取っている状況が現状でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 先ほど申しましたとおり、せっかく提供された方のご意思

を尊重し、何らかの形でやっぱり有効に使われんことを要望しておきます。

次に、新年度の予算の編成に当たってということでお伺いをいたします。

厳しい財政状況の中、歳入、財源の確保は、限られた中での作業、大変困難なこととは思いますが、さきの26年度の決算で、歳入の場合、予算に対し歳入減が幾つか見受けられました。歳入欠陥は歳出に影響します。正しい見積もりをされた予算を編成されることをここに要望しておきます。

ここ近年、予算の編成方針が12月定例議会前に提出されるようになりました。これは予算の要求作成の基本ともなるべきものであり、少しでも早く決定し提示すべきであると思っております。

この中で昨年度の方針と比較してみました。その中で、今年度は義務的経費を除き、徹底した見直しを行うという項目がございました。具体的にはどのように見直されるのですか。今考えている範囲で結構でございますので、お伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） まず最初に、ご指摘をいただきました、予算に対し歳入減が見受けられるという点でございますけれども、平成26年度の決算において予算に対し歳入減となったものに関しまして金額的に大きなものは、国庫補助金、県補助金、地方債であります。要因といたしましては、対象事業の一部が平成27年度に繰り越したことによるものでございます。これも含めまして、その他税や使用料についてはそれほど大きな隔たりはございませんでしたが、今後も過年度の実績等をもとに社会情勢等も考慮した推計を行い、歳入予算額を見積もるよう心がける次第でございます。

そして、次に事務事業の評価についてでございますけれども、今後の財政状況等も考慮しますと、限られた財源の中で最大限の効果をを得る施策を実行していくということが必要不可欠であるということが言えると思っております。事業の見直しにつきましては本年度におきましても事務事業評価を実施し、平成26年度の344事業、細事業にいたしますと全1,648事業に対して費用対効果も踏まえた検証を行っております。

検証・評価手順としましては、まず所管課におきまして自己評価を行い、その後、行政改革推進室の担当により所管課自己評価内容を全て確認、検証し、さらにその検証結果をもとに行政改革推進担当者会議においてさらなる議論を行っております。事務事業見直しの結果として、拡大28事業、縮小38事業、廃止等

19事業となったところでございます。

なお、議会から提出のありました事務事業評価の意見書を踏まえた調整を今後も継続し、予算に反映してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 昨年出された基本方針の中の各種補助金について、運営補助から事業補助への転換を図るということが書かれておりました。今年度はその部分がございますでした。これはもう既にこの事業補助、達成されたと判断されて今回の基本方針に上げなかったのか。また、この部分は違う形で、違う方法で示されるのか、お伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 昨年度、行政改革大綱の実施計画に基づきまして、各種団体等への補助金について、公益性、必要性、有効性等を精査し補助金交付の適正化に向けた見直しを行い、各団体ともお話をさせていただきながら今後の方向性を取りまとめており、他市町との比較や事業費用の見直し、繰越金の額等から補助額削減の方向で見直しを行わせていただきました。その中で、全額削減とさせていただいた団体もございます。また、あるいは今後の活動に期待をするもの等につきましては拡大という方向性も出させていただいたものもございます。

現在、各所管課におきまして、それぞれの団体の活動内容や経理内容を把握し、補助金が適正に使われているかどうかも含め、継続して指導、助言を行っているところであり、事業補助への意向に対する所管課の意識づけははっきりしてきたと感じているところでございます。団体への補助金につきましては、運営補助から事業補助への転換をより一層図るべく、今後も継続してその適正化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 今ほども申し上げましたが、一部の人たちによる個人の利益だけを主張し補助金を利用することのないよう、監視体制の強化をお願いいたします。

そして、これまでの過去の決算における剰余金である繰越金の多くは、歳出の削減、予算残による繰越剰余金であります。歳入増による剰余金が望ましいのですが、少々不自然です。歳出の予算の不用額は、予算の見積もりが甘かったので

は、また地区等の要望の事業が十分にできなかったのではないかと感じられます。物件費の節減等に努められ努力されていることは見受けられますが、少し不自然に感じられました。正しい見積もり、正しい予算の編成を望んでおきます。

次に、災害に備えての対策ということで伺いをいたします。

以前に質問をいたしました。一時避難場所の見直しということでいたしましたが、この一時避難場所の見直しはされたのでしょうか、これからされるのでしょうか。もし既に一時避難場所の見直しがされておるならば、その箇所は何カ所ぐらいですか。お聞きをいたします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、一時避難所の決定につきましては、地域でしっかりと協議していただき決めることになっております。その後、地域住民のご意見を十分踏まえ、永平寺町防災会議に諮り地域防災計画を修正することとなっております。

昨年度の一時避難所の変更申し入れは1カ所となっております、本年3月の地域防災計画の修正時に変更をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 先ほどの中村議員の質問にもありましたとおり、地域の避難場所は、その地域の方が非常に長年住んでおられ、そこが安心か、安全かということがわかると思いますので、ぜひともこのような場所につきましては早目に避難場所の変更をお願いしたいと思っております。

次に、町が備蓄している備品、相当な数があると思います。「これの保管場所がどこにあるのか」「実際に本当にあるのか」という声がちょっと聞こえました。これについて、この所在を、ここにあるのだということをもう少し公に、明るみにすることはできないのでしょうか。せめて地区の防災の責任者の方には、この場所にどれくらいのものでしてあるということぐらいはお知らせはしてあるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 備蓄品の保管場所につきましては、松岡地区では神明防災倉庫など6カ所ございます。永平寺地区では山の防災倉庫など4カ所、それと上志比地区では石上イベント倉庫など2カ所ございます。永平寺町全域で合計12カ所ございます。詳細にわたりましてはここではちょっと割愛させていただき

ますけれども、そういったいろんな防災の関係の訓練のときにでもしっかりと皆様にお知らせをしていきたいと思っております。

また、各保管場所の備蓄品の内訳でございますけれども、事細かくなっておりますのでこれらについても、また資料等につきましてはまた提出もさせていただきますし、先ほども申したように、地域の皆様にお知らせできるような形をとらせていただきたいと思いますと思っております。

ちなみに、まず過去の地震の災害から避難者を推定いたしますと、永平寺町の避難の人数をおおむね2,000人とさせていただいております。また、ライフラインの復旧に約3日を要するというふうに考えておりました、食料を町全体で約7,000食分を備蓄しているところでございます。また、このほかにも、県が各市町用として備蓄しているものや、永平寺町には飲料水となる耐震性防火水槽、貯水槽が町内に4カ所ございまして、これが24万リットル、6万リットルの4カ所ございます。それをまず、26年の9月22日に締結された福井県民生活協同組合との生活物資供給協力などの協定がございまして、先ほどの耐震性貯水槽の水でございますと、1日当たり1人3リットル使用ということで換算しましても8万人分の供給ができるというふうに考えております。

今後とも、そういったものにしっかりと対応できるような準備をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 想定外の災害が起きたらどうするかでございます。私も過去にいろんな災害を実際に経験をしております。例えば九頭竜ダムが決壊したら、以前にもお話ししたかと思いますが、旧松岡町で30センチ以上のヘドロに埋まると聞いております。また、山が崩れ九頭竜川がせきとめられたらどうなるか、そのほか人的な災害、また火山等、感染症もございませうか、本当に考えられない災害が最近多くあります。想定外の災害だったからできなかった、想定外だったからどうもならなかったというふうなことはもう禁句だと思っております。

いつ災害が発生するかはわかりません。自分のことは自分が守らなくてはならないと私は思っております。しかし、個人のその知恵や行動には限りがあります。町、行政として地域の防災づくりに力を入れてはおりますが、まだまだ地域間の温度差があります。自分を守るための備えは、行政の役割はどうするのかであります。まず災害は行政に頼ってはいけませんという認識、これを持っていただく

ための方策、それが必要ではないでしょうか。災害が発生した、さあ自分がどうしたらいいのか、どうすればいいのか、そしてどういう役割が必要かであります。

ことしの防災訓練、手法を変え実施されたことはよかったです、緊張感というか切実感が全く感じられませんでした。なぜでしょうか。反省をしてみたいかがでしょうか。

東京都が防災グッズ「東京防災」を発行しました。これは想定されるあらゆる災害に対応するマニュアル本だと思います。内容は詳しくは見ておりませんが、反響はとて多く、増刷をし、一部テレビでも放映されました。その中に、大人のズボンをリュックサックに改良するなど、身近にある品物を災害発生時に改良し利用できることなどです。災害の種類に応じ、自分自身、個人の行動や役割が掲載されているとのこと。

このようなマニュアル的なものの作成はどうでしょうか。考えてみてはいかがでしょう。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 現在のところ、防災グッズ、この議員さんの参考の「東京防災」というものが11月16日から販売されたということで、約300ページぐらいの中身になっているそうです。私も議員さんのこの質問の中で勉強をさせていただきました。関東地方のほうにおいては、やはり地震に対する関心度合いが非常に高く、すぐに売れてしまったというくらいのものであったというふうにお聞きしているところでございます。

私たちのほうでは、こういった防災グッズの作成等については具体的な予定は今のところございません。ただ、これまでも自主防災組織に対する補助事業を活用していただいて、やはり自主防災組織の充実化を図っていただく、あるいは自主防災連絡協議会の充実を図っていただくという観点から、この補助金を使って自分の町に必要性の高いものを取りそろえていただくのが肝心かなというふうにも思っているところでございます。またそういった、先ほどの齋藤議員の提案でありますこういった防災グッズについてもしっかりと研究、検討はしていかなければならないのかなというふうにも思っているところでございます。

また、想定外の災害が発生した場合のことでもございますけれども、これにつきましては、以前にも今回の質問の中にもご説明させていただいたように、行政の力にはやはり限界があることは、もう避けることのできない事実でございます。実際に平成7年1月に発生しました阪神・淡路大震災、これは救助をされた方の

8割が地域住民の手によるものであったというふうにもなっております。さらに平成23年3月に発生した東日本大震災においては、やはり行政機能そのものが大きな打撃を受けているといったこともございました。

こういったところから、先ほども申し上げさせていただいたように、防火、防災は、自分の身は自分で守るという自助の観点、自分たちの町は自分たちで守るという共助の精神が基本になってくると思っております。最も大切なことであり、町民皆様一人一人が防火、防災について考え、それを地域に広げていくことが災害に強いまちづくりの一步と考えております。

また、ことしの防災訓練の、先ほどご指摘いただいたことも今後十分しっかりと対応をして、防災はいつ来るかわからないといった緊張感をしっかりと持った上で、やはり町民の皆様にもそういった浸透を図ることが大事であるというふうにご考えておりますので、またよろしく願いいたします。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 防災ハンドブックというものが、これ10年ほど前にですかね、FM福井が作成された、これも非常に参考になります。ぜひともこの防災グッズ「東京防災」のようなグッズを前向きに考えて、町民の方の自助を促すためにも私は発行すべきではないかなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

また、町民の方は、災害が起きると役場が何とかしてくれるだろう、消防や警察がいるから大丈夫だろうというような考えをまず改めていただく。そしてまず自分や、自分からだというその認識、そしてそのためには地域の防災組織の強化を図り、行政は行政としての役割、また東北大震災のように防災・災害対策の拠点が被害を受けることもあります。頼ってはいだめだという認識、自助の気持ちを持つことの大切さを持たせるまではぜひとも行政主導でお願いをしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、町政を問うということでございますけど、町長にお伺いをいたします。

町長として就任2年、町を変える、動かすと町長に ました。しかし私には、変わった、動いている、その姿が余りにも見えません。どうなのでしょううか。

まだ就任して2年、これまでいろんな決定された各種の事業を消化し、これからは本番だとは思いますが、多くの町民、特に支持した町民は、若さがあるって行動する町長に期待をしております。議員時代1期、2期と7年、町の将来のこと、

さまざまないろんなこと、夢、希望等について熱く語られましたが、今、あのときの情熱が見えません。どうしたのでしょうか。議員時代の情熱、今もお持ちのことだと思いますがどうでしょうか。

先般、永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。この中でも町長の顔が余り見えませんでした。私にはただの一般的に見え、これだという大きな目玉も見えませんでした。この総合戦略は国や県に提出するといういろんな制約もあったかと思いますが、少々残念です。

一議員と異なり、町長という職はとても責任もありますが、やりがいのある職だと思っております。町益つまり町民のためになるもの、正しいと思うことはどんなことでも可能な限りできる職であります。そして、もしその手順を少し間違えたらやり直しができるものだと思います。それは若さという大きな武器があるからです。我々議員は、町長から提案されたことについては議会として正々堂々、是は是、非は非として町長と議論をし、町民の利益につなげていきたいと思っております。守りの町政ではなく攻めの町政運営、多くの町民が期待をしております。

勇気と奮起、永平寺町をこのように動かすのだ、このように変えるんだ、若者が希望の持てる現実味のあるお気持ち、お考えを、議員時代でのその情熱を思い起こし、我々町民にお聞かせください。そして、その実現のために永平寺町民の町益のため頑張っていたいただきたいと思い、この質問をさせていただきます。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 齋藤議員とは、議員時代、本当にいろいろな場で、議会活動、議員活動を通して本当に熱く語り合ったことをきのうのように覚えております。今、齋藤議員の目から見て、なかなかその情熱が薄れたのではないか、ちょっと見えにくいというご指摘、これからまだまだ情熱を持って頑張っていかなければいけないなと改めて思いました。

ただ、2年間経過しましたが、まず議員のときの思いと、そしてこの町政を預からせていただくという思いの中で、先ほど財政のほうもございました、これから財政が厳しくなっていく、そして将来につなげていかなければならない、先送りをしてはいけない、若いだけに先送りはなるべく避けたい、そういった思いと、もう一つは、大きな事業を継続を、道の駅、織物会館、そして国体、これも何とでも成功させないといけない、そうした思いの中で今奮闘しているところであります。

今回のまち・ひと・しごと創生総合戦略につきましても情熱を持ってといいますか、職員が今回は産官学金労、そして報道の皆さん、そして町民の方、また議員さんも入っていただいて8回、講演とか勉強会とかを入れますと11回にわたって作成していただいて、そして職員が中心となってやってくれました。その担当した職員と話ししているときも、「町長、この一文一句の意味を私は全部言える」「この言葉のこの思いはこういうことだ」とかそういった思いでつくっていただいた中で、来年度の予算、今回5年後に向けて、例えばまちづくり会社であったりそういった新たな地方創生の、これに向けての取り組みを行っていきたいと今考えてます。

もう一つは、先ほど財政も厳しいと言っている中で、じゃ、お金がないから収入はふやさなくていいのかという話もありますが、こういった、やはり投資というものも必要になってくる中で、できるだけ町のお金を使わずに、お金がないなら体を使えということで私が率先して汗もかかせていただいておりますし、職員さんにも支えていただいているところであります。

なかなか見えにくいというのも、もっともっと頑張ろうというそういった今思いにもなりましたので、また叱咤激励、また応援をよろしくお願いします。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 勇気と奮起を持っていただきたいと思います。ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（川崎直文君） 次に、12番、伊藤君の質問を許します。

12番、伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） 12番、伊藤でございます。

通告に従いまして、1つ目は、「男はつらいよ」寅さんロケ地の原風景を残しては。2つ目、車に頼り過ぎない社会づくり推進と行動月間をどのように周知し実施したのかを質問させていただきます。「男はつらいよ」の寅さんの質問は私がしなければ誰もできないと思いますので、これは力強く質問させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず初めに、「男はつらいよ」寅さんロケ地の原風景を残してはでございます。

これ、私の家が昭和27年（1952年）から昭和35年（1960年）まで9年間、映画館をしておりました。松竹と日活と東宝管轄の映画館として父親が志比劇場として経営をしておりましたことから、映画のことや著作権等につきましては十分理解しているつもりでございます。

当時の撮影につきましては、43年前でありますけれども、いまだに鮮明に記憶しております。「男はつらいよ」を演じた渥美清さん、また吉永小百合さんが私の弟の家へ来まして、「撮影するまでちょっと休憩させてくれや」と来たことも鮮明に覚えております。その次に入ってきたときには、腹巻きをして帽子かぶって「お一つ」って入ってきました。本当に振り返ったときには誰かなと思いましたが、顔をじっと見ますとここにほくろがあったもので、渥美さんやなと思いがらいろいろと、1時間ほど休憩もとったものですから話をさせていただきました。本当に明るい、本当に男らしい方だったと思います。

またその後、東古市の駅（現永平寺口）や京善の駅——これは構内にトヨタさんという八百屋がありました。散髪屋と八百屋さんですかね——がありまして、その後、荒谷の364号道路——国道やね、あその踏切を渡った線路沿いで撮影をした記憶がございますし、また永平寺の門前前のテラグチさんですか、あその前を本山から出てきたところも撮影をしたということでございます。また、京福電鉄永平寺線を中心にした撮影風景で見たからです。今では京福永平寺線も廃線となり、廃線跡地は永平寺参ろ一どと遊歩道となっております。イベントの禅ウォーキングを初め、多くの利用者が来て歩いております。

この廃線跡地でございますけれども、ロケ地とダブるため全国に発信しやすく、国内外の12カ所で撮影しました地域の者や寅さんのファン等、観光関係者との交流が図られ、さらなる観光客の誘客ができるのではないかと考えておりますし、このことにつきましても、永平寺観光物産協会ですか、これも「一応こういったことも質問させていただきますので、もし町のほうから何かあったらよろしく」ということも私は頼んできましたけれども、観光物産協会へ積極的に働きかけ寅さんサミットへの取り組みをお願いしてはどうかということですが、当町の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 寅さんサミットにつきましてのご質問でございます。

今議員もお話しいただきましたように、寅さんにつきましては48作が放映されまして、そのうち旧永平寺町の東古市駅を舞台に放送されたということでございます。

今ほどの寅さんサミットにつきましては、葛飾区が主催でシリーズ最終年の後20年を経過したということのを記念して、ことし初めて開催されるものでございます。葛飾区のイベントでありましたため、今のところは持ち回りの開催等は検

討されていないようでございます。ことしは、ロケ地44都道府県の中から12の自治体が参加して特産品の販売ブースを設け、その自治体のPRを行ったと承っております。

本町のサミットへの参加につきましては、ことし実際に参加されました自治体等の連絡をとりながら参加することのメリットなどを検証させていただいた上で、参加した場合などの効果もまたあわせて勘案し、町の観光物産協会とも協議しながら今後の方向性を検討してまいりたいと考えております。

○議長（川崎直文君） 12番、伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） これは1972年ですかね、昭和47年の8月ごろに撮影したということでございまして、永平寺線のロケ風景の価値ある魅力、その原風景を後世に残すためにも、何らかのあかしというんですかね、ポスターとか写真、それとか木製の碑とかそういったもので何か残すことができないかということでございますけれども、町の方針をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 先ほどもお話しさせていただいてますように、ロケが行われてから約半世紀近くになります。撮影当時のことを思い出される町民の方は少なくなっているのではないかと思います。また、寅さんシリーズも48作を最後に20年がたち、記憶が薄れようとしております。現在も東古市駅、旧駅舎にはその写真、パネル等が掲示されております。寅さんシリーズのロケが行われた当時の風景は残念ながらなくなりつつある現状で、原風景として残す、また復元するといったことは難しいと思いますが、何らかの足跡を残すことについては今後検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 12番、伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） 本町がするのではなしに、民間とか観光物産協会等への働きかけ、そういったものでつながればいいのではないかと思います。

また、東古市の駅でございまして、12月13日ですか、日曜日の午後4時から、寅さんを撮影しましたえちぜん鉄道永平寺口駅周辺で、これレンガ館の中とか永平寺旧駅舎におきまして東古市区民を挙げて、永平寺町、えちぜん鉄道等の協力もありますけれども、ヒカリと音とれんがと駅舎「冬の永平寺口駅周辺」ホワイトイルミネーションの大イベントがございまして。そういったことで、この永平寺口の周辺のかわりばえをぜひとも見にきていただきたいと思います。

13日ですか、そのときには、龍童太鼓、永平寺町中学校の吹奏楽、さらには人

形劇 「バルバルさん」、「ねずみのすもう」というんですか、そういった紙芝居もごございますので、ぜひとも議員の方々も町民の方々も見に来ていただきたいと思います。

続きまして、2つ目の質問に入ります。私は、車依存の県民、町民意識の改革から質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

車に頼り過ぎない社会づくり推進と行動月間をどのように周知し実施したのかであります。

現在、世界では各国が2025年、2030年に向けて地球温暖化対策の枠組みに合意しようと、フランスのパリで国連気候変動枠組条約第21回締約国会議が開催されております。これは11月30日から12月11日までの12日間でございますけれども、安倍総理も参加しております。

そんな中で、福井県は全国トップの車依存社会で、過度な車依存は地球温暖化の進行や公共交通機関の衰退につながるなど、大きな問題をはらんでおります。こうした現状を改善し、交通機関と車の適切な使い分けをすることにより、地域にとって大切な公共交通機関を維持していくことを目指し、車に頼り過ぎない社会づくり推進月間を、行政、企業、町民が協働して取り組むとされているところでございまして、永平寺町の10月2日号での広報紙に記載しただけで内容は乏しく、福井県総合政策部交通まちづくり課からどのような通達があったのかお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、福井県総合政策部交通まちづくり課の中におきましてクルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議という会議がございます。そちらのほうから、本年の7月31日に広報活動についてご依頼があったところでございます。

中身につきましては、今ほど議員さんおっしゃったように、車に頼り過ぎない社会づくりの推進月間、10月を中心としたカー・セーブ運動等に関する広報活動を実施すると。つきましては、推進月間中の広報の掲載、放映などの可否をご連絡くださいと。幅広く広報活動の実施にご協力をいただきますようお願いいたしますというような案内文でこちらのほうに届いているところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 12番、伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） アクションプランの基本方針というのは、どのように書いて

ありましたかね。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） アクションプランの概要については、こちらのほうには上がってはいませんでした。

ただ、チラシ等につきましては、ちょっと今そちらのチラシは持ってきておりませんけれども、この通知の中にはアクションプランの概要については入ってなかったということでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 12番、伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） アクションプランの概要の中には、特に行政職員の率先した利用というふうなことが書いてあったと思います。その中に、通勤や公務での率先した公共交通利用徹底、公共交通利用を前提とした会議、イベントの時間、場所の設定等、どのようなことを実施してきたのかお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 現在のところでは、ノーマイカーデーというものも以前はございました。しかしながら、私どものほうといたしましては、広報紙の掲載、ケーブルテレビ等での広報など、チラシの配布等などについて広報活動をさせていただいていたところでございます。

また、職員には、掲示板を通じて公共交通機関の利用促進、またえち鉄サポート会の加入促進を行っております。職員に関しましては、2キロ以内の職員につきましては駐車場の割り振りは行わないということで、また近くのところの職員につきましては自転車、徒歩等で通勤してもらうように促しております。特に仕事で近くに行く場合には、自転車の利用も呼びかけているところでございます。

以前は、公共の仕事で公用車を使う場合にも相乗りも含めて、例えば県庁へ行くときにできるだけ同乗していくとか、そういったことも実施していたところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 12番、伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） こういったことも議会にも促してもらえばね。議会の中でもそういった議員さんにね、こういうことが行政から通知が来てるんやで、やっぱり議員さんも仲間入りしようぞというような気持ちになるんですね。

よく考えてみますと、きのうもきょうも聞いてみますと、子どものときにスポ

一ツした者はよう先生に言われたんですわね。言って聞かせてやってみるというのが、「やってみる」が抜けているんじゃないかと思うんやってね。言うのは言うんやけど、聞くのも聞くんやけれども、やってみるというのが抜けているような気がしてるんで、そこのところを強力に、町長、リーダーシップを持ってやってもらうようにひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩いたします。3時30分より再開いたします。

（午後 3時19分 休憩）

（午後 3時30分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、9番、金元君の質問を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 日本共産党の金元です。

私は、町民の関心のある課題について幾つかの点で質問をしていきたいと思っています。

今回は3つです。1つは、人口増対策の方向性（施策）はということです。2つ目は、肺炎球菌ワクチン接種の後退はいかがか、問題ではないか。私の勘違いならそれでいいんですが、じっくりお聞きしたいと思います。3つ目は、誰もが安心して暮らせるまちづくりをということで、これはまちづくりの方向性が見えないと思えることから、町の都市計画の方向性を問うとして質問を準備いたしました。

第1の質問です。人口増対策の方向性（施策）はということです。

この間、国の自治体消滅というおどしの中、全国で総合戦略なるものがつくられたり作成中となっています。

しかし、この前に、平成の大合併のときには、合併は究極の行革と言って強引に進めました。そのときもこう言っていたのを覚えていますか。合併は究極の生き残り策だという話でもあったと思うんです。「合併しなければ小さな自治体はやっていけなくなる」と国におどされて合併へと突き進まされたし、「合併した自治体は、国が何とかする」と言われたと思って合併に突き進んだわけでありませう。ところが、その舌の根が乾かないうちに自治体消滅ですって。

まずこの問題の冒頭で、こういう流れを見てくると率直におかしいとは思いま

せんか。それをまず町長に聞きたいと思います。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 10年前、合併前に、今金元議員がおっしゃられたとおり合併が進んでいった。そのとき、人口も、永平寺町ですと10年後には2万4,000人の町になって1万世帯になるという、そういった推計。これは永平寺町だけではなかったと思います。合併したまちがそうだったと思います。ただ、そのときは少子・高齢化が進んでいる、そういったところに実は余り目を向けていなかったのかなと思います。

ただ、増田レポート、地方消滅というレポートが出まして、現実にはこれから減っていくし、もちろん合併してからも多くの自治体では人口が減ってきている、福井県内でも鯖江以外は減っているという、そういった実態の中で、地方創生、国がもう一度地方に活力をとということで、今回、この地方創生というのが起きているということを思っております。

答えになってますかね。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 町長はその当時、全国的にも合併いけいけということがあって、なかなかシビアな目で先を見通すということができなかったのではないかとというような見方ではなかったかなと今聞いていたんですが、合併の結果、この町はどうなったのか。

今、町は、まち・ひと・しごと創生総合戦略として、職は人口の定着や人口増のかなめとしてこういう計画をつくってきています。少なくとも周辺地域では、若者の唯一とまではいかないにしても、大きな雇用先が町の役場や農協、またもう一つは農業という分野ではなかったのかと思っています。これがなくなると若い人が周辺地域に居住する根拠もなくなりますし、地域的に見れば、人の流れも変わり地域経済も縮小していったのではないかと。どうです？ 上志比や永平寺地区の人口動向の状況は？

今後、国は学校の統廃合まで求める中で、もしそれが進められていくと、なおのこと、若い人が周辺地域で暮らしていく必然性はなくなっていくこととなります。国にしてみればそれが平成の大合併の狙いでもあったわけですがけれども、新たな地方の拠点化、一極集中としてその延長線上に示されたのが道州制ではなかったのか。そういうように国は誘導している。ただ、石川県などを見ますと、金沢の周辺自治体は今でも人口がどんどんふえてる。ついこの間、社会福祉協議

会の視察に行ったところでは、能美市でしたか、も4万数千で始まったのがもう数十人で5万に届くところまで来ている。そんな話を聞いて、やっぱりふえてるところはふえてるんやなと私は思いました。

ただ、こんな中、福井県では厳しい状況ですけれども、どんなやり方で人口をふやすのか、もしくは人口減を食いとめるのか。それを見てると、若い人の移住もしくは子どもの数をふやすこと、さらに高齢者の移住ですか？ いずれにしても、若い人の職については終身雇用ではなく非正規というように今なってきています。働いている人の総人口の半分近くが非正規、4割を超したって言ってますが。半分近く。若い人ではもっと高い段階で非正規雇用ということですから、職の安定は保証されていないわけです。それに、国は子育てや介護で求められる水準からの行政の後退、または農業という分野ではT P P 対応で農業経営そのものが破壊されていく。そういう中で行政の主導というか責任の後退、子育てや介護でそういうものが見られているんじゃないか。方向性を示している。

こういう中で、町としてはどのような方向性を持つのか。また、自治体にあっては条件整備が鍵ということで、この人口ビジョンの中にも書いてあると私は思っています。具体的には町としてどのようなことを考えているのか。今から予算化を考えている事業があるのか。あれば示していただきたい。

また、人口ビジョンでは、子育て世代と流入者、町へ入ってきた移住者への対策は充実すると、町長はこれ、町長の施政方針でもそう言っていたと思うんです。しかし今住んでいる人、高齢者などへの施策はどうするのか。余り充実されていないというか、触れられていないように思っています。これへの施策が聞けないところがある。そこに問題はないのか、どう考えているかということをもまずその点でお聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） 今のご質問にお答えします。

幾つか質問がございましたので、一つ一つ区切ってお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、どのようなやり方で人口をふやすのか、人口減を食いとめるのかということですが、総合戦略を今立てたところですが、その中の出生に関しまして言いますと、永平寺町には2つの大学がございまして大学生が多いため、既婚率が低いため、出生率が県内で最低となっております。しかし、20歳代で結婚をなさっている方に限定をしますと、ほかの市町に比べれば出生の数

が多いということになっています。

このことを踏まえまして、先日策定しました人口ビジョン、総合戦略の中では、20歳代の転出の抑制、それと30歳代の転入の促進という課題の克服とその対策の方向性を示させていただきました。具体的には、1つ目に、町民の満足度が高い永平寺町による子育て支援サービスをさらに改善し、あわせて地域が一体となった子育て環境づくりを進めたいと思っております。2つ目に、大学や専門学校の立地、それと北陸自動車道と中部縦貫自動車道の連結点などの地理的好条件、それと観光資源や多様な自然を生かしました産業を支援しまして、またブランドを確立し仕事がある町を実現することで人口対策を克服したいと思っております。

それと、2点目の国が子育て、介護で求められている水準からの行政指導の後退という方向性を示している中で、町としてはどのような方向性を持つかということですが、総合戦略の中での子育て世代のアンケート結果にもありましたが、子育てサービスは約8割の方が満足していると回答を得ております。しかしながら、延長保育、夜間保育、休日保育の要望がございまして、対策をこれから講じたいと思っております。また、おじいちゃん、おばあちゃんによる孫の世話に対する支援、地域のおじいちゃん、おばあちゃんが子育て支援センターや幼稚園といった地域の子育て支援施設で保育や子育てに関して交流し、お年寄りが元気で暮らせるような仕組みをこれから講じたいと思っております。

また、今から予算化をするものは何かありますかというご質問でございますが、これは今までの議員さんのご質問にもございますが、平成28年度当初予算を今編成中ございまして、今後、財政課、担当課及び総合政策課で協議しながら、事業化できるものは事業化していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 町長の施政方針で言っていたのはそれだけだったので、どういう理由でなのかなというのは聞きたかったんですが、それは後で言っていたらいいと思うんですけども。

ちょっと矛盾があります。国の総合戦略、いわゆる自治体消滅、一極集中っておどしたその陰には、こんなこと言うと悪いですけど、一極集中で大都市で余分になってくる高齢者を地方に引き受けさせようと。うば捨て山宣言というんですか、それを地方で引き受けるようなことを、計画考えろということが柱やったと

僕は思っています。ところが、その総合戦略の柱は高齢者の地方移住ではなかったのかと思うのに、本町なんかは高齢者の受け入れということについては一つも触れてないんですね。それが国として総合戦略として認めてくれるんかどうか。国は勝手に独自につくりなさいと言いながら、そういう前置きがあったと私は思っているんですね。

だから、それはどっちが正しいんですかね。地方はてんでに、また国の示した方向とは別に考えればいいということで捉えればいいんですかね。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） この総合戦略は、国は国の総合戦略を、四本柱出しております。当然それを見越して地方も総合戦略を立てるのですが、これはあくまで国の四本柱を重視しながら、町独自、その地域地域独自の戦略を立てるということでこの総合戦略を立てさせていただいております。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 話を先に進めますけど、地方に人がいる根拠の一つになっている点についてちょっと触れたいと思います。

国は、岩盤規制を打ち破る、取っ払うとして農業関連法を強引に変えてきました。強行してきました。これはご存じだと思うんですけども、1つは農協の実質解体。2つ目は農地法の改定、私に言わせれば改悪。企業もやり方によっては出資が半分できるということで、実質、企業が農地を取得できる条件を整えたということですね。3つ目は、農業委員の町長任命。国の条件を満たさなければ農業委員の数は半分ぐらいにしろという話です。中身を詳しく示すことはしませんが、これは国会決議に反してTPPに突き進む反対勢力へのおどしでもあり、地ならしでもあったということは結果を見ればわかると思うんですが、TPPの問題について私質問しているわけではありません。

TPPを押し進める中で、地域にあっては大変なことも起こってきます。既に地ならしとして、残留農薬に関する規制のアメリカ化や軽自動車税の引き上げ、かんぼでアフラックの扱いなどもやられてきました。外国人研修生を3年から5年、さらに労働力の流動化もこのTPPの中には入っています。流動化自由ということですから、本来地域に住む我々が行っている仕事を外国人に置きかえる可能性が際限なく広がったということです。これは議員の研修会でありましたけれども、鳥取県の片山元知事が講演で述べたのは、ニュージーランドのある市でどうしてもTPP交渉に反対する、その理由は何か。そのまちでやっている工事の

入札等について条件をつけている。市の業者でないと仕事を受けられないという特約、これがI S D条項にひっかかるということなんですね。だから反対したと。しかし、日本ではそういうことを一切報道されてえんのですが、どこの自治体でもやってることですね。そんな内容まで含まれているというのがT P Pです。

労働力の流動化は、働く日本人の低賃金化へとつながりますし、働く場そのものを賃金の安い外国人労働者に置きかえるということも狙われている。こういう労働者を欲しがっている人たちがいるわけですね。そんな中でも周辺地域にあつては、地域で働くというか、生活を守ってきた唯一の産業であった農業、この産業すら新自由主義経済の中で切り捨てられていく方向性を示したのがT P Pでした。それも農地中間管理機構を通じて、農地を集積をという離農促進を2つのおどしで強引に進めています。1つは、今の経営では外国に太刀打ちできんから農地の集約を。2つ目には、作物をつくらなければ2017年度から固定資産税を1.8倍にするという方針です。これについては、「そんなばかなことをするはずがない」「ほんなことは絶対できん」と言っていた保守系の議員さんなんかもいたことを覚えています。あつさりやってしまう。それが今の状況です。

というのも、さきの議会でも示しましたけれども、米の生産原価は北陸農政局発表で、1俵当たり1万5,440円、全国平均で1万5,229円。ところがことしの農協の1俵当たりの買い上げ価格は平均で1万700円ぐらいです。ハナエチゼンで1万円、コシヒカリで1万1,000円。後年、生産されても1俵当たり1万1,150円ぐらいではないか。さらに所得補償分が1俵当たり1,000円弱これに加わると。反7,500円です。これもあと1年ですか。T P Pが実施されると、日本の米価は今の価格から4割下がると国は明言しています。再生産もできない価格に落としておいて、そんな状況を輸出産業のために押しつけておいて、農地を放り出せば田んぼの税金は1.8倍にする。よく考えてみると、企業が工場を閉鎖して閉めておいて増税になるか。そんなことはしないですよ。何で農業にだけこういう手段をとるんでしょうね。そういうやり方、これが今の状況です。

ちょっとここは長くなりますけど、昔から農民に移動の自由はありませんでした。それは農地に縛られていたから。当然農地を放棄して住居を移せば罪にも問われたわけです。それに対抗するのが逃散、夜逃げということしかなかったんですね、封建時代には。戦後は、農地解放もあり食料不足の中、米は供出物として国に安く買われて国民の食を担ってきました。その後、食糧統制は外れたものの、

米価の保障（食管制度）もあって、農地を耕すためこれまで農地を守ってきた状況があります。これが自作農業ですね。

それを今、国は強引に離農促進をおどしに使っているわけですがけれども、農地を管理しなくてもよいことになった農民は、早晚、仕事や住環境の整ったところへ移転するというのが、これは必然ですし、歴史の証明しているところでもあります。昭和35年に所得倍増計画、36年に農業基本法ができて、農家の次男、三男は簡単には農を続けられなくなりました。その人たちは生まれ育ったところに住み続けているのか。いません。仕事のあるところに移り住んでいます。つまり、今、国のいろんな施策のもとでこういう状況を農村でつくられているというわけであります。

町長は、TPPの問題とそれに関する国の施策について、これまで明らかな態度はとっていないように思っています。今、この段階に来て総合戦略として地域をどうするのかを考えると、町長はTPPの推進として地域の破壊の立場に立つのか、それとも国に向かってどのような声を上げていくのか。「それはおかしい」って上げていくのか。それはもうここに来るこういう計画そのものを持つときにしっかりと発言すべきであるし、上に向かって言葉を発していく必要があると思うんですが、町長、いかがでしょう。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、このTPPの問題につきましては、先日も町村会で自民党のほうに行ったときに私のほうからも、このままでは耕作放棄地がふえる可能性が非常に高いというのと、もう一つは、東京の国会議員の皆さんは地方の出身で、もう少しその地方の現状を見てほしいということを伝えてきました。

そしてもう一つは、町として、農業についてどう取り組んでいくかということが非常に大事な時期を迎えていると思っております。今、大きく米価も安くなってきてまして、集積、もう一つは園芸への転換、こういった中で、やはりもうかる農業にしていくことが、担い手もできますし、そういったことが大事だと思っております。

今、園芸にシフトしていく中で園芸推奨作物には補助金を出しておりますが、園芸がふえていけばふえていくほどこの補助金がふえていく。これにも町の財政で限りが出てくる中で、本当に機械化であったり作業の効率化、こういったところを応援できないかということをお農林課とも話ししておりますし、もう一つはその販売の促進ですよ。いろいろな視点で、農協さんを初め各生産組合の皆さん

に販売をどんどんどんどんしていただく、こういった支援。そしてまた、ことしからですが、農林課の職員とJAの職員、そして県の職員さんで青森のほうへ行っていたきまして、何とかこの永平寺町でニンニクの種がつかれないか。今まではなかなか、無理なんだ、難しいんだという回答でしたが、行ってもらいました。そうしたところ、光が見えてまいりまして、今年度、そういった種がこの永平寺町でできるかどうかという実験もしています。

そういったもうかる農業、希望が持てる農業への転換が必要だと思っておりますし、TPPについてはいろいろこれから注視していかなければいけないと思っております。国のほうも今、アメリカ、外国からの米7万トンでしたっけ、毎年買い入れる分は政府米として違った形で買い入れるとかそういったことも言っていますが、それをするから米価がとまるのかどうかということも甚だ疑問なところもありますので、しっかりとした支援を行っていきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 今度のTPPで米の輸入が7万5,000トンですか、ふやされたのは報道されていますが、既にミニマムアクセス米として80万トン米が入ってきているんですね。生産原価を国は示しているんですが、国への備蓄米は、国は安い市場で購入するというので、生産原価よりかはるかに安く購入している。だから国は、その価格をやっぱりきちっとしていくという、安定させていくという施策はもう放り投げている段階ですから、それを備蓄米で優先的に買うといってもそれが幾らになるんかというのはまだ決められているわけでないんで、そこはひどい話です。

特に福井県の農業は、今、園芸への転換とか言いますが、皆さんご存じのように、キャベツにしろ、レタスにしろ、ネギにしろ、ホウレンソウにしろ、大体生産は日本全国で飽和状態ですね。それを新たに全国でつくり出したら、それはどうするかといったら後でブルドーザーで、こんなこと言っちゃ何ですけど、トラクターでは下に埋め切れないんで、ブルドーザーみたいな大きなやつで埋めないといけないという状況になってきます。特に本県の場合は米に特化されてきた歴史がありますので、そういう意味では非常に大変だと。TPPは地域をこやす、そこに居つく耕作の権利を失った人たちはどうするかというと、結果的には、1代ぐらいはそこに居ついているかもしれないですが、やっぱり仕事のある住環境が整ったところへ移り住むというのは歴史の事実でもあります。

ただ、人をふやす問題について言うと、もう少ししっかり見ていく必要がある

と私は思っています。これまで本町の宅地開発など、人口増対策、施策の検証はやはりされているのか。僕はこれ非常に有効だと思っています。上志比ではどうだったのかというようなことでも、私の原稿にはそうやって挙げてあります。永平寺ではどうだったのか。上志比ではセーレン団地、永平寺ではけやき台の団地なんていうのは有名ですけども、それで、じゃ、持続的に人口減や人口増につながってきたのかどうか。当初は松岡でも、ある意味、民間頼りの開発でした。伊豆箱根観光とか合同開発とか熊谷組、あとまだあったんですがあんまり業者の名前は覚えてないんですが。ただ、伊豆箱根観光などは、福井市のごみ焼却場のあの惨状を見てメインバンクから融資が中止されたと。それで撤退することになったということでした。結果、人口対策、民間ではけやき台、セーレン団地いわゆるせせらぎの里ですが、それ以外、持続的に有効なことができたのだろうかというのはいよいよしっかり見ておく必要があると思います。

少なくとも民間主導の開発、旧松岡町でもそうでしたけれども、それは旧松岡町では主になりませんでした。以後、松岡では、県の公社への紹介、土地のあっせん、組合施行への支援、町直営での開発、また町が直接積極的に宅地開発にかかわり支援もしてきたわけです。また、市街化調整区域内での開発にも、本町の場合は、民間なら20ヘクタールが一つの基準ですが、行政なら5ヘクタールだったり、今では農地などは、地区計画というのをつくれば3反以上だと今ではできるようになっています。そんな時代にも町として西野中などで開発に積極的に既に携わってきた経過もあります。清流地区などはその典型です。

ただ、公共施設の立地についても、人口増の問題ではやはり考えなければならぬと思っています。ただ、今の公共施設の立地の問題、道の駅とか温泉、消防とか大き過ぎる支所の問題やまちづくりプロジェクト事業、次々出てきているんですが、公共施設と地域づくり、また人口対策との関係、これらはどうも行政がやるときには、この辺ではなかなか十分検討されているんだろうかなと私は思うところはありますね。

そういう意味では、その辺も十分考えてソフト部門のいろんな整備に今度は重点が行ってるのではないかなと思うんですが、そういうハード面での整備について、町としてはどう考えているのか。一言お願いします。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） お答えさせていただきます。

議員仰せの上志比地区では、せせらぎ地区、合併後に栗住波の横に少し造成を

させていただきました。永平寺地区では、けやき台、鳴鹿山鹿の竹人形の里のそば、諏訪間地区等が開発がございます。町としましても宅地造成は人口減少対策には非常に有効であると思っております。これは行政でも民間でも施工は同じであると思っております。

それと、公共施設と地域と人口の関係ということを今おっしゃっておられましたが、公共施設があれば人口減少は起こらないかといいますとそうではございません。公共施設があってもなくても、人口減少は今の時期はどこの地域でも起こっている現象だと思っております。また、現在、宅地造成適地調査を、町は平成27年度やっております、上志比地区、永平寺地区、特に永平寺北地区、吉野地区を重点に調査を実施しており、町としましては、小規模でも地区ごとに造成時期を考慮しながら少しずつ、来年度以降、民間を取り込みながら考慮して計画を進めていきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） この質問の最後になってきますけど、町長は永平寺ブランドということをよく言われます。具体的にはそれがなかなか見えてきてはいないなと私はちょっと見えています。町長も苦慮しているところではないかなと思うんですが、いっそ私は、若い人も、子育て世代も、高齢者も安心して暮らせるまちというこれを永平寺ブランドにしてはどうか。もう率直に思うんですね。そういうのを本当に大々的に柱にして売り出すかどうかは非常に大事なことだと思うんです。

ただ、さっき同僚議員の質問にも町長に対して苦言があったんですが、おんなじことを私もやっぱり思っている面があります。町長からは、どんなまちにしたいのか、そのために何をやりたいのかが、なかなか、私、見えてこないようにこの間思っています。それは町長自身が、みずからが語っていないからではないでしょうかということ。施政方針では、もっと具体的に、丁寧に語るべきではないのか。これは、施政方針というのは町長の独壇場です。ある意味、好きなことを言えるんです。それに対する批判は、後で議員が考えてまたするわけですから。それが施政方針ですからね。いろんな展開をする、豊かにしていくのが町長の施政方針ではないかと思うんです。まあ所信表明でもいいんですが。町長として町政の方向性を前端的に自分の口で語れる場がこれですから、もっと活用すべきだと率直に思っているんです。

その辺、町長、どうでしょう。この人口問題、まちづくりにかかわるので、最

後にその辺だけお聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、どのような方向性かといいますと、やはり私が一番まちづくりで思ってますのが、役場とか行政は縁の下の力持ち。前面に出ずに、町民の皆さんがどんどん活躍できる、そういったまちがこれから大切かなということをおもっております。

今回のこのブランドにつきましても、まち・ひと・しごとの人口推計の中で、大学があるまちということで出生率とかそういったこともありましたが、もう一つは、この永平寺町、3分の2の人が町外に勤めていっている。どちらかというところとベッドタウンになっています。

先ほど金元議員の質問の中にもありました金沢の近隣は今人口がふえている。金沢は、あの辺はにぎわいになっている。逆に言うと、北陸の一極集中が進んでいるのかなと思っております。

永平寺町は雇用、どちらかというところ、もちろん町内の農業とか自営業をされている方もいますが、雇用は福井とか近隣に頼っているところがあるのかなと思っております。ただ、金沢一極集中が進みますと、この永平寺町の雇用の状況もまた変わってきてしまうのかなという思いで、永平寺町の中でも産業をやはりつくっていかねばいけない。しっかりとした強い産業、例えば、今、一番ブランド化の中で観光をすることによって、人が訪れて、店ができて、また雇用が生まれて一つの新たな産業が生まれていくという好循環、そして税金を払っていただいてまた住民にサービスを還元するという、そういった好循環が大事かなとも思っています。これは、あくまでもこのブランドというのは、よそから永平寺町に来てもらったり永平寺町で何か商売をしたいという意味での禅とか九頭竜川とかいうそういったブランドなんですけど、もう一つは、先ほど商工観光課長申し上げましたアンケート、町民の皆さんにブランドのアンケートをとったところ、やはり子育ての環境ということをおもっている町民の皆さんは誇りに思っていて、これも大きなブランドになると思っております。

このブランドといいますのは、ただ発信すればいいだけじゃなしに、本物を磨き上げる。ブランドというのは信頼ですから、観光も信頼、しっかりとしたもの、農業もしっかりしたもの、そして子育ても住環境も本物でなければいけないというところがまず一番大切なところだと思っておりますし、もう一つはイメージですよね。この永平寺町に住みたいというイメージ。僕も高校のときの友達、福井

にいっぱいいますが、福井の友達、一緒にたまに永平寺に来ますと、「永平寺って住みやすいところやな」とか「案外便利なところやな」「もっと田舎かと思った」というイメージを持ってるんですね。それが非常に僕も残念で、何とかこのイメージを、戦略ということでCMも今流していますが、12月の終わり、再来週からFBCで、ちょっとサウンドアートを使ったイメージがいいCMも日曜日夜7時の時間帯に毎週流させていただきますが、そういったのも一つのブランドイメージの発信になるのかなとかいろいろな方向で考えていまして、このブランドというのは、やはりもちろん確固たる本物でなければいけないのと、もう一つ、これが確立することによって人を引きつける、こういったことにもつながると思いますので、産業とか定住とかそういった面でこのブランドの確立を目指していきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） ぜひ僕は、町長が議員の前でも、議会なんかは放映もされますから正面からいろんなことを、歩いて時間をかけてゆっくりみんなに問題提起、こうしていきたいのでということをやっぱり示してほしいなと思うところで。

2つ目です。ちょっと時間が長くなり過ぎてるので簡単にいきます。早くいきます。

肺炎球菌ワクチン接種の後退はいかがか、問題ではないかということです。

人の死亡原因の第3位に肺炎が挙げられている。特に高齢者の場合、肺炎にかかる死亡につながる場合も多いと聞いています。国もこの点を重視し、65歳以上になった人に1回限り、節目の年齢、65歳、70歳というふうに節目の年に肺炎球菌ワクチンの接種に補助をすることとしました。賢明な判断だと私は思います。

本町でも随分前からこの予防接種の効果を認め、1回の接種で5年程度効果があるということなので、そのたびに町独自に接種補助を行ってきたと思います。これは、議員からの提案に町がその有効性を知り、それに応え支援を行ってきた施策でもあります。

ところが、町では、国が1回限り支援すると決めて以後、町がこれまで独自に行ってきた2回目以降の補助はやめると答弁してきたこと。それに、国は65歳からの5年刻みの節目の年齢で接種に補助をすると言うが、例えば80歳とか85歳以上の未接種の人で81歳とか86歳、91歳からとか96歳からの人、何

年も接種しても補助を受けられないということが生まれてきます。矛盾ではないかと私は思っています。事は命の問題です。寿命の問題でもあるんですが、命の問題です。有効性は認められても、これでははざまの人も出てしまうことから、この人たちにも町として支援をすることに意味があると私は思っているし、国も肺炎球菌ワクチン接種の有効性を認め接種への支援に踏み切ったというのに、本町が先んじて行ってきた、ある意味評価のできる事業をやめてしまうというのはどういうことか。たしかそう聞いているので、その辺をお聞きしたいと思います。これを逆行というんではないか。

では、国が支援に踏み切ったのに町がやめるとした理由、またそうしか答弁してこなかったのはどういうことかも含めて答弁をお願いします。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 昨年の10月から高齢者肺炎球菌ワクチンは定期予防接種という形になりました。前回、別の議員さんとかもご質問いただきまして、この接種、1回の接種で一応、人にもよりますけれども、5年以上の効果が期待できるというものでございまして、町ではこの定期予防接種以前、平成22年から始めていたかと思うんですけれども、今現在は補助というものは実施してございません。

ワクチン接種の定期予防接種によるメリット、デメリットがございます。メリットとしましては、予防接種副反応に対する公的救済制度というものがまず含まれます。それと、定期予防接種になるということで、いわゆる接種者台帳というものを各市町が設置する必要がございます。こういうことから、いわゆる個人の接種の管理が十分できると。また、対象者に周知徹底というものが計画的に図れるということが一応町として考えるメリットでございます。ただ、デメリットとしましては、先ほど議員もおっしゃったような、いわゆる対象年齢にならないと接種できない。対象年齢外で接種した場合、全額自己負担になるといったことがございます。

定期予防接種、昨年10月になったんですけれども、それまでの補助制度を継続させるかどうかということにつきましては、実は昨年、保健師といろいろ話をさせていただいた状況の中です。こうした中で意見として出てまいりましたのが、任意接種の場合ですと、いわゆる予防接種の副作用に対する公的救済制度がないというのが一つ。それと、公的救済制度に対する医療機関、また本人への周知徹底、理解の指示と申しますか、の周知。それともう一つが、予防接種履歴の管理

というのがちょっとできない状況も発生する。例えば、個人で打ってしまった後で償還的にくださいよということで、逆にその予防接種間隔が、変な話、短くなってしまったりする、いわゆる事故等へのつながりというのも一つ考えられる。あと最大が、もう一つが、この接種につきましては基本的に福井市医師会に接種をお願いしているという状況の中で、いわゆる医師会のお医者さんが窓口の煩雑化と償還払いと定期予防接種との差というんですか、そういったものの管理一元化というものがかなり難しいというご意見もございました。

町といたしましては、確かににはざまの方への接種はないんですけれども、こうした安全面とか、またその医療機関における管理の面といったものを考えさせていただいて、今現在は定期予防接種のみの接種とさせていただいている状況でございます。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） いろいろ理由は言われました。ただ、例えば65歳が一番早いですが、65歳で接種すると5年程度はその効果がある。それ以降は、効果がないときも自力で生きろってことで捉えていいんですね。そうではないんですか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今回の定期予防接種に当たりましては、低年齢の方に国は1回のみ、変な話ですけれども、打たなかったらもう知らないよというふうな感覚が今の現状でございます。例えば5年後、「私打ってないんで」、3年後でも「打ってないんですけれども」と言っても打てないという現状です。

ただ、議員おっしゃるように、肺炎というのは高齢者にとって一番の死亡原因でもございます。当然国の動向も見なきゃいけないですけれども、今、この定期予防接種の状況のすぐ5年後におきましては、当然のごとく、そういう人たちをどうするんだという話を、私としては 状況かなと思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） それでは、課長の答弁は高みの見物じゃないですか。5年後、まあまたそんな話になったらちょっとこっちにも口出そうっていうんでは。

ただ、僕は、これ大事なことやと思うんですね。その死亡率が減るかどうか、それはわかりませんが、確かに高齢者は体が弱くなってくればちょっとした病気で肺炎になる、それが命を失うことにもつながるということですから。僕は65歳で1回、もし公的に打ったとする。それ以降も、やっぱり例えば5年と

か6年とか7年とかたったときに節目節目でまた支援するというのをやっていくのが、結果的には医療費を引き下げることにもつながると思うんですね。ただ、それにしても、国の制度事業で町は楽になるというんですが、これまで本町のやってきたことが評価されたということにもなるんですけれども、国の事業実施に乗じて町独自のよい政策までやめてしまう、後退させてしまうというのは、幾ら何でもいかなものか。

これまで、事故の場合、保険がきかないとかいうこともあるんですが、これまでそういう事故は町内であったのか。こんなことを考えると、やっぱりぜひいい施策については示していただきたいと思いますと思うんです。ちょっと痛いかも知らんですが、単に目先の小金に目を奪われてしまうことは、高齢者が他の病気からさらに肺炎になり重篤になることを防げず、結果的に医療費の増大という大きなツケを担ぐことにならないか。そこは、僕は、予防接種というのはそうだからこそあるんだと思いますし、いろんな健診なんかもそういうことだと思うんですね。だからどう見ても、こういう意味では町の姿勢はやっぱり理解できない。当面、2回目の接種まで、65歳ですから5年間は何とか期間があるから何とかやるろうっていうのでは僕はだめだと思うんですね。いい政策をやる、それが町の医療費を引き下げることにもつながる可能性がある。入院してしまえば高いんですから。

そこをぜひ考えてほしいと思うんですが、訴えているんですけど、町長、いかがですか。私の訴えていること間違ってますかね。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今課長申し上げましたとおり、このメリットとデメリットがございますので、この辺をちょっとしっかりと精査しながらまた考えていきたいと思えます。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 逆行とおっしゃるかもしれません。ただ、福祉保健課としましても、安全面もそうですけれども、やはり今、こうした接種につきましては当然のごとく医療機関の協力というものがなければできないという状況でございます。今、その医療機関と申しますのは、メインとなりますのは福井市医師会等の医療機関というのがございまして、そういったところともまた話はさせていただきますけれども、やはり協力機関の協力がなければできないということだけはちょっとご理解いただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 一言言いますと、人口減対策に子育てや移住者への施策は本当にもどうしても強めていきたいと言うんですけど、高齢者の施策については後退もあるんだなって見ているところです。僕はそう言われぬように、ぜひ整備していただきたいと思うんです。いいところは、いいものは残していく、そういうことをぜひお願いしたいと思います。

まだ11分と私の時計は言っています。

3つ目の質問です。誰もが安心して暮らせるまちづくりを。まちづくりの方向性が見えないと思えることから、町の都市計画の方向性を問うとして質問を準備しました。さきに大分時間をとってしまったので、あと10分でできるのかなという心配があるんですが、進めていきます。

本町には3つの都市計画区域があります。福井都市計画区域、嶺北北部、また県主導で枠をはめた準都市計画区域、3つです。私は、本町のみずからの都市計画はみずからが決定できるようにすべきだということで質問を準備してあります。現に本町の清流地区、正式には松岡北土地区画整理事業ということですが、事業計画は昭和50年代、53年ぐらいですか、52年か53年に計画されたと思うんですね。ところが着工は昭和60年代のちょっと過ぎまでずれ込んでいった経過があります。一時は開発を断念するというのも発言していたことがあるくらいです。借入金の補償も必要だったということもありました。

都市計画に伴う許認可、変更の権限は現在は県にあります。本町など、3つの都市計画を一つの都市計画にすること、非常に困難だとは聞いているんですけども、一つの町だからこそ一つの都市計画にこだわるべきだと私は思っています。町として機会があれば、行く行くは本町で都市計画を一つにしていく、何とかしたいという方向性を町が持たない限り、これはできない、無理だということでもあります。私は、そんな担当者の行く末と配置が必要だとこれまでも指摘し、言い続けてきました。特に、国から交付金削減のおどしで平成の大合併を進められました。ある意味、自治体の生き残り競争を国によって仕掛けられた問題でもあるわけです。このことから、なおのこと、自分の町の方向はみずからの町で決められることにしなければ片手落ちではないかと私は思っているからであります。

しかし、福井都市計画区域内にある旧松岡の市街地と吉野地区については、自

分の町の発展計画を町みずからの意思で持ち、進められないという矛盾持っており、これをどのように打開するのか。福井市は、市場周辺や清水町などで市街化調整区域もみずからの都合で変更して開発してきた経過があります。繰り返しますけれども、専任の専門的知識を持ったというか、町の手で何とかするのだという考えを持った職員を配置する、関連法に精通した担当者の配置で取り組まない、県や市、国に太刀打ちできないと私は思っています。

町としては系統的な問題提起と取り組みが必要だと訴えたいわけですがけれども、町としての考えはいかがでしょう。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 議員仰せのとおり、専門的な知識を持った職員というのは大変必要だとは思いますが、今、建設課においてそういった開発行為の相談においても、いろんな不動産屋さんとかいろんな企業とかそういった相談を受けておりますけれども、その中で、やはり今定められている審査基準とかそういったものに照らし合わせながら県のほうとも十分相談させていただきながら、県のほうではそういった意味で指導、助言という形でいただきながら、こちらも町としての考え方を示し主張させていただいて、その中で一つの方向性といいますか、解決できるものは解決していきたいというような思いでやっておるのが現状でございます。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 例えば、旧松岡の市街と吉野地区は福井都市計画区域に入っていますが、本町で行政主導なんかの宅地開発計画が幾つか持ち上がった場合どうなるのか。福井都市計画区域の中での宅地開発を考える場合、福井市の中で宅地開発した土地が余計に余ってれば、要するに売れ残ってれば、新たな宅地開発計画についてはうんと言わない、認めない、そんな方向があるのをご存じですか。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 市街化調整区域の中で市街化区域を編入するといった場合に、例えば現在の既存の市街化区域の中に調整区域を設けると、その区域をするような、そういった考え方というのはあると思っておりますけれども、今、市街化調整区域の中で宅地化することについては、条件が合えばできるというふうに思っております。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） これは副町長に聞きますが、私今言ったのは、市街化調整区域は別にして市街化区域でもいいです。その中での宅地開発計画など、いわゆる福井都市計画区域内での宅地の需要と供給の関係で、供給が大幅に余っている。森田なんかはどんと残って、ほとんど売れずに残っていますから、そういうのがあると町独自の開発計画にはついてはなかなかゴーサインが出ないということはお存じですか。

○議長（川崎直文君） 副町長。

○副町長（平野信二君） 今の質問ですが、これは福井都市計画区域において人口フレームというのが都市計画全体では決まっています。ただし、行政区が違いますので、福井市の人口フレームと、例えば今ですと、永平寺町の人口フレーム、それが合併して永平寺、上志比が入ってるからどういう捉え方になるかはちょっと勉強せなあかんのですが、当然行政区域が違いますから、この人口フレームについて福井市を入れて協議する。当然県のほうのヒアリングを入れて、福井市の人口フレームと永平寺町の人口フレームが合致するように。

それと、一番大事なのは、本当にこの人口フレーム、今、宅地をつくるから人口がふえるんでなくて、人口がふえる要素があるから宅地をつくるというのが前提問題なんです。ですが、やはり宅地のストックというのがある程度作文をしてせんことにはできないもんですから、そこら辺の福井市との折衝はございます。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） そうです。人口フレームをもとに宅地開発の供給を考えるとということですから、簡単にいかないですね。だから本町だけで突き進んでできるかということ、できない。でも、現実的には合併以後は自治体の生き残り競争。やっぱり国によって仕掛けられたんですから、そこを町はどう捉えるかということが大事なんです。だからこそ、持続的に、計画的に取り組む人をぜひ考えてほしいということなんです。

もう時間がないので簡単に進んでいきますが、本町の都市計画で、今回、ハニー出店計画で見えてきた問題点として、これそのものを今問題にしようというわけでない。嫌みもちょっと言いたいですけれどもそれは別にして。

1つは、まちづくりの基本的な考えの一つとして高齢者でも歩いていけるところに商店を残す。前から僕は言っていますが、市街地のことですけれども、こんな基本的な考えが本町のまちづくりの基礎にあるのかどうか。僕は怪しいと思っています。今のまちづくりは郊外店の時代ではないと思っていますから、そ

こはどう考えているのか。

2つは、町内のこのような店や工場の立地についても業者から示された案について検討するのであって、町の計画に沿って誘導が見られない。工場のばらばら立地、現状ではそうですね。工業用地の指定も本町にはありません。各企業の工場は町内にてんでに今配置されている状況です。この状況で問題は、企業の用地確保というのは業者、企業頼みとなれば、用地の確保の力量のない、また地元の有力者につながりのない企業というのは町内には進出できないということになるんですね。見てみると。考えると。その中には撤退を余儀なくされた福井コンピュータの例なんかもあると思うんです。町主導での工業用地の開発は、これまで見ていると小畑のみではないかと思っています。

ただし、ここに3社が入ってるんですが、工業団地として看板もかかっていません。ただ、諏訪間の例なんかは、後でわかってくるんですが、税金の問題も含めて、ある意味、屋号の中であんまりようわからずにつくられていく。そしていろんな密約が後から出てくるというんでは、これは公正な企業誘致の方向ではないと思うんです。

いずれも、地権者と民間業者が先に話をつけてしまい、結果、一貫性のないばらばら立地になっているのではないかと。ここはやっぱりしっかり行政として見ていく必要があるのではないかと。これでは半世紀前の業者による開発に行政が振り回されてきた時代に逆戻りと同じではないかと私は思っています。

町もこれには気づいているはずなのに、どうして町主導でやってきていないのか。それが不思議なんですけど、その辺はいかがなんでしょうかね。私の捉え方が間違っているのでしょうか。もしくは指摘、何か感ずるところがあれば答弁をお願いします。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 今ほどのご質問の中で、高齢者が歩いていけるところに商店を残すというまちづくりということでございますけれども、まず永平寺町の都市計画マスタープランにおいて、日用品とかそういった沿道サービス施設を設ける地域につきましては、その配置を見ますと点在する集落の周辺ということで、永平寺町、集落が点在している中で歩いていける、どこを基準にするかという問題もありますけれども、その地区別の、地域別のまちづくりの構想を見ますと、やはりその集落の周辺、集落に近いところには沿道サービス施設とかそういった店舗なんか必要だというふうなまちづくりを推し進めていますし、今言った工

場を誘致していない工業地域、町の中には用途地域の中に準工業地域とか工業地域という形で用途地域も設けておりますし、そういった意味では、そういったところへ工場を誘致するというような形で誘導しているというような考え方で進んでいるというふうに考えております。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） あんまり、そうなのかなと思うんですが、ちょっと時間がないので先に行きます。

都市計画行政とは、どんな町にしていくのかというものではないのか。そういう意味では、本町の都市計画にはルールがあるのか。まずルールづくりが必要ではないかと思うんですね。幾ら何でも、町よりも地権者との相談ありきではどうなのか。さっき言ったように、力のない業者はなかなか立地し切れない状況も出てくると思うんです。もしかすると町のほうも、先に立地交渉を業者のほうで進めたり決めてくれるといいのだがなという思いはないのか。そうだとしたら大きな問題だと思います。

例えば、県の持っている裏川の工業用地に県大が立地するときには、決まる前にとかそういう話があったときに、町に相談があったときに、それ以外の用地交渉には町が前面に立って当たってきた経過があります。工場やマーケットや量販店の立地と今の状況では、見ていますと町内の業者や商店も守れない。そこはどうしていくのかを都市計画行政として考える必要があると思うんですね。ぜひそのことを考えてほしいと思うんです。

ただ、ちょっと調整区域の問題は次回に回します。

最後になりますけれども、この間、都市計画の内容の見直しに幾つかの……。

○議長（川崎直文君） 質問を終了してください。

○9番（金元直栄君） まだちょっとある。1分あるね、僕の時計で。

何回かの好機もありました。

○議長（川崎直文君） 事務局の正しい計時でやっておりますので、質問を終了してください。

○9番（金元直栄君） この都市計画、基本的には5年ごとの見直し、さらに10年に1回の大規模な見直しがあると言われております。見直しには5年、10年とかかるわけですから、持続的にこうしていくんだという方針を持った上で町が取り組んでいく方針を持たない限り変えられないということです。ここをしっかりと捉えてほしいと思うんですが、そんなことは町として本当に考えているのか。町主

導のやっぱり都市計画にしていくためには、先ほど言ったように、町の声になかなか通らない状況をどうするのかということも含めて示していただきたいと思うんですが。

○議長（川崎直文君） 副町長。

○副町長（平野信二君） ちょっと今の基本的な考えなんですが、やはり今議員さんがおっしゃるように、地権者と業者が話し合ってから行政へ持ってくると。当然先ほど建設課長も答えましたように、都市計画マスタープランの中ではある程度の位置づけはできているんです。ですから大事なことは、いろんな業者がありますが、例えば業者が入ったときに、集落、区なり区長さんが一度役場へ相談しにきてもらおうと、あるいは地域的に相談をしてきてもらおうというのが、そういうルールが成り立っていないのかなと。

それと、あくまでも議員さんがおっしゃられる町主導で開発をとといいますと、全てを町がおんぶにだっこで進めなきゃならんのですね。ですからそこら辺、要するに、地域なり地区なりも今後どういうふうに進めていくんやというのを役場が、どういうんですか、この地区なり地域なりの意見をもらって農業主体でいくのか、それとも形を変えていくのかというのを地域から意見をとって町としても対応していくというのが、今本当に大事な時期だろうと思います。ですから、それがなければ、ある程度話をして役場へ来るところにはもう既に判こがそろっているというような体制になるんだろうと思っています。

ですから、今後についてはそこら辺についても十分協議しながら、来年、再来年の3月には中部縦貫の開通も行われますので上志比のインター周辺にも出てくると思います。ですからその辺も含めて、当然もう既に北インターのそばにもこの話があるもんですから、そこら辺も含めて集落の考え方をまず聞いて、どの辺までみんなが望んでいるのかというのをはっきりして、町として決断をしていかなあかんのかなという気はしてますので、その辺、また関係課並びに県のほうと相談をしながら進めていきたいと思っています。

以上です。

○9番（金元直栄君） 都市計画の見直しとかそういうのを、町職員なんかをやっぱり配置して長期的な視野でやっていくということ 答弁。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 都市計画の見直しに関してということですがけれども、まず先ほど副町長も申しましたように、町の方針、ルールとしては永平寺町の都市

計画マスタープランがあります。これは、各地区7地区においてまちづくりの懇談会を置いて、それぞれ地区の皆さん方の意見を集約したものだというふうに認識しております。そういった中で、これも含めて都市計画を見直す中においてはそういった意見も当然吸い上げることも大切ですが、職員においても県あるいは専門のそういった先生方と十分協議しながら進めていくという形でこれからも取り組んでいきたいというふうに考えております。

○9番（金元直栄君） どうも答弁ありがとうございます。

ただ、これからも都市計画の問題については長期的に質問を続けていきたいと思っています。

以上です。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩いたします。

（午後 4時40分 休憩）

（午後 4時40分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれをもって延会します。

なお、明日9日は定刻より本会議を開きますので、ご参集のほどよろしく願います。

また、本会議終了後に全員協議会を開催いたしますので、あわせてお願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午後 4時40分 延会）